

第二期鳴門市教育振興計画 (素案)

平成 28 年 3 月 策定
(令和 4 年度改定版)

鳴門市教育委員会

目次

第1章 計画の見直しにあたって	2
1 計画見直しの趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成	3
4 計画の期間	4
5 国、県の動向	5
第2章 本市の教育の現状	12
1 人口	12
2 学校教育	16
3 現状を踏まえた課題	26
第3章 基本構想と施策体系	30
1 基本理念	30
2 期待される役割	31
3 基本目標	32
4 施策体系	35
第4章 基本計画	36
1 自ら学ぶ力を育む教育の推進	36
2 おもいやりの心を育む教育の推進	44
3 健やかな身体を育む教育の推進	49
4 郷土愛を育む教育の推進	53
5 まちぐるみの教育の推進	56
6 これからの時代に対応する教育の推進	64
資料編	69
1 社会教育に関する現状データ	69
2 社会体育に関する現状データ	71
3 文化財保護に関する現状データ	74
4 改定時策定の経過	77
5 諮問・答申	78
6 鳴門市教育振興計画審議会運営要綱	79
7 鳴門市教育振興計画審議会委員一覧	80
8 パブリックコメント結果	81

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

本市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成18年3月に「鳴門市教育振興計画基本構想」を、平成19年1月には「鳴門市教育振興計画基本計画」を策定し、「郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり」を基本目標に、各種教育施策を進めてきました。

また、平成28年3月に「第二期鳴門市教育振興計画」を策定し、平成28年度から10年間における教育の基本理念を「ともに学び 育ち合う 共育のまち鳴門」とし、また、めざす人物像とめざすまちの姿として「豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献する人」と「生きがいあふれるまち なんと・たくましく生きる力を育むまち なんと」を掲げ、家庭や学校、地域が、地域の将来を担う貴重な人材と一緒に育てるという「共育」の理念のもと、各種教育施策を推進してきました。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来、また、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとして社会の持続的な成長・発展といった2030年以降の社会像を展望した上で、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承するとともに、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育施策の中心に捉えることとしました。

現行の計画を策定してから5年以上が経過し、昨今の社会状況をみまると、少子高齢化やグローバル化、急速な技術革新と相まって、地球規模の課題への取組であるSDGsの推進、命にかかわる大規模自然災害や変異を続ける新型コロナウイルス感染症への対応など、人々の生活に影響を及ぼす多くの課題が山積しています。

また、子どもたちの教育を取り巻く環境も大きく変わり、学校教育においては、新しい学習指導要領の実施やコロナ禍におけるGIGAスクール構想の前倒し実施、令和の日本型学校教育の構築など状況の変化に応じた新しい教育への対応が求められています。

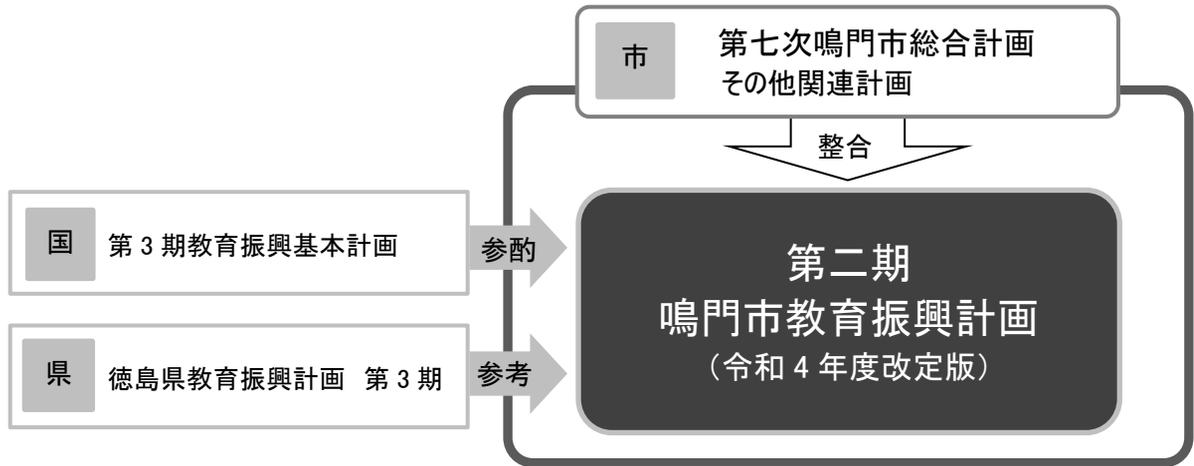
VUCA（V＝変動性 U＝不確実性 C＝複雑性 A＝曖昧性）という言葉で表現される予測不可能な時代を生きていくこれからの子どもたちは、社会に出て学びに向かうこと・学び続けることが求められます。ウェルビーイングの実現も踏まえ、自分の人生を創る、社会を創る当事者意識をもち、自ら学び、多様な他者と協働し、ともに未来を創ることができる人づくりが大切です。

社会の急激な変化や諸問題に対応し、すべての人が夢と志をもち、未来を切り拓いていける生涯学習社会や、誰もがいきいきとした人生を享受できる共生社会の実現のため、教育が果たす役割は大変重要です。

こうした状況を踏まえて、現在の本市教育における課題を検証し、これまでの施策・事業の進捗を振り返りつつ、本市の最上位計画である「第七次鳴門市総合計画」の見直しとの整合性を図りながら、計画の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づき本市が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本計画は「第七次鳴門市総合計画」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

■基本構想

「基本構想」は、教育の基本理念、基本目標と、目標を達成するために必要な施策を示したものです。

■基本計画

「基本計画」は、基本構想で定めた基本目標や施策の基本方向に基づき、その実現に向けて基本方針と個別施策を体系化したものです。

なお、基本計画に基づき、個別施策の計画的・効率的な事業の進捗を図るため、必要に応じて実施計画を策定するものとします。

4 計画の期間

本計画の「基本構想」は、平成 28 年(2016 年)度を初年度とし、令和 7 年(2025 年)度を目標年度とする 10 年間の計画としております。

「基本計画」は、基本構想と同様に 10 年間の計画としますが、計画策定から 5 年以上が経過し、社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、これまでの取組を検証するとともに、以降の実施に向けて見直しを図るものとなります。

また、本市の最上位計画である、次期「第七次鳴門市総合計画（前期）」の計画期間が 4 年間であり、計画期間を合わせるため、本計画期間を 1 年間延長し、令和 8 年度までとします。

(年度)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	R5 (H35)	R6 (H36)	R7 (H37)	R8 (H38)
国	第二期教育振興基本計画						第三期教育振興基本計画				次期計画				
県	徳島県教育振興計画 第二期 「阿波っ子みらい教育プラン」						徳島県教育振興計画 第三期				次期計画				
市	第六次鳴門市総合計画 前期					第六次鳴門市総合計画 後期					第七次鳴門市総合計画 前期				
	鳴門市教育振興計基 本計画（平成 18～27）		第二期鳴門市教育振興計画												
			【基本構想】※10年												
		【基本計画】※おおむね 5 年で見直し													

5 国、県の動向

(1) 国の動向

① 教育基本法の改正

昭和22年制定の「教育基本法」を約60年の時を経て初めて全面改正し、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた新たな「教育基本法」が平成18年12月に施行されました。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等を盛り込むとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めること」と規定しました。

② 教育関係法の改正

「教育基本法」の改正を受け、平成19年6月には「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法」及び「教育公務員特例法」の教育関係法を改正しました。また、平成26年6月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、平成27年4月から施行しています。

【学校教育法の改正】

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直し。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

教育における国、教育委員会、学校の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みの構築。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正】

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し。

【『学校教育法等の一部を改正する法律』の施行（平成28年4月）】

- ・小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校」の制度化

【『義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための関係法等の一部を改正する法律』の施行（平成29年4月）】

- ・『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正
- ・学校運営協議会（コミュニティスクール）設置の努力義務化
- ・『社会教育法』の一部改正

- ・「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備

【『学校教育法の一部を改正する法律』の施行（平成31年4月）】

- ・小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。
- ・視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。

【『教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律』の施行（令和4年7月）】

- ・教員免許更新制が廃止され、代わって新たな教師の学びの姿として、研修制度の具体的な運用についてのガイドラインが策定されることになりました。

③ 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領は、令和2年度から小学校において、令和3年度からは中学校において、高等学校においては令和4年度から全面実施されています。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、2030年以降を生きていく子どもたちに求められている資質・能力とは何かを学校と社会が共有し、連携・協働によりその育成を図る「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

【改訂のポイント】

- 前文には、これからの学校には、一人ひとりの児童生徒が、
自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる、との記述
- 児童生徒一人ひとりに「生きる力」を確実に育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために、全ての教科等において育成を図る資質・能力を3つの柱に再整理
 - ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立

④ 中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）』

令和3年1月に、中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』の構築を目指し

て～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。

答申は、Society5.0時代の到来など、社会の在り方そのものが劇的に変わる社会状況を見据え、これからの初等中等教育の在り方について取りまとめられたものであり、2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、その具体的な姿が「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と描かれています。

答申では、家庭の経済状況や地域差、本人の特性などにかかわらず、すべての子どもたちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要であるとしています。

「令和の日本型学校教育」の構築のためには、知・徳・体を一体で育むこれまでの日本型教育の実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育の質の向上につなげていくことが重要であり、GIGAスクール構想の実現といった新しい動きも加速・充実させながら、子どもたちの背景や特性・意欲等の多様性を前提に、誰一人取り残すことなく個別最適な学び（個に応じた指導）や協働的な学びを実現し、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す学びの在り方をより一層充実させることが求められています。

⑤ 社会教育関連三法の改正

「教育基本法」の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、平成20年には「社会教育法」、「図書館法」及び「博物館法」の一部改正を行いました。

具体的には、教育委員会の事務として、地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定を整備しました。また、社会教育施設の運営状況に関する評価及び改善、地域住民等に対する情報提供に努めることとしました。さらに、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しを行いました。

⑥ 第3期スポーツ基本計画の策定（令和4年（2022年）3月）

スポーツ基本法に基づき、令和4年3月に第3期スポーツ基本計画が策定され、「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的」な参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つものとして捉えることとしています。

新型コロナウイルス感染症の影響と東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を通じて、改めてその重要性が確認された「スポーツの価値」が発揮されるよう、第2期計画で掲げられた「中長期的なスポーツ政策の基本方針」を踏襲し、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすため、第3期計画においては、「①スポー

ツをつくる／はぐくむ」、「②あつまり、スポーツをともに行い、つながりを感じる」、「③スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの「新たな視点」を基軸として具体的な施策を位置付けています。

⑦ 国の第3期教育振興基本計画

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿をめざすこととされています。

【教育のめざすべき姿】

<個人>自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

<社会>一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

また、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針を掲げています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

現在、国は2040年以降の社会を見据えて、「第4期教育振興基本計画」（対象期間：令和5年度～9年度）の策定に向けた検討を進めており、日本型ウェルビーイングの実現や教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などが次期計画の柱となる見通しです。

⑧ 「こども基本法」の可決成立（令和4年6月）

「こども基本法」が、令和4年6月15日、国会で可決成立しました。令和5年4月1日

に公布されます。子どもの権利については、平成元年（1989年）「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が国連で採択され、日本も平成6年（1994年）に批准しましたが、国内では子どもの権利について包括的に定めた法律がなく、国連から法整備するよう勧告を受けていたものです。

- 基本理念として、
 - ・すべての子どもについて、個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的な取り扱いを受けないようにすること。
 - ・すべての子どもについて、自分に関する事柄への意見表明や社会参画の機会が確保されること。
 - ・すべての子どもについて、意見の尊重、最善の利益が考慮されること。

などが定められています。

また、国・地方公共団体の責務として、子どもに関する施策を国は総合的に策定し実施すること。自治体も国などと連携して子どもの状況に応じた施策を策定し実施すること、が定められています。子どもの権利を保障する基本法の制定により、子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先する社会の構築が求められます。「こども家庭庁設置法」も合わせて可決成立し、こども家庭庁が令和5年4月に新設されます。

⑨ その他、関連する法案、取組等

- ◆子ども・子育て支援法 ◆認定こども園法の一部改正法
- ◆子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 県の動向

徳島県教育委員会では、「徳島県教育振興計画（第3期）」を平成30年3月に策定しました。「徳島ならではの」教育により、大きな夢や高い目標をもって、困難にぶつかっても挑戦し続け、未来を切り拓いていく、「人財」の育成をめざして、各種教育施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んでいます。

また、県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「徳島教育大綱」を令和元年8月に策定しました。

徳島教育大綱

●基本方針

「未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる『人財』の育成」

●重点項目

- ・ 未知への挑戦！未来を創る教育の推進
- ・ 夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進
- ・ 一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進
- ・ 誰もがいきいき！生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進
- ・ 世界へ飛躍！「徳島ならではの」文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進

徳島県教育振興計画（第3期）の方向性

■基本方針

とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成

≪「人財」の具体像≫

- 社会のグローバル化、情報化、少子高齢化など、社会情勢がめまぐるしく変化する時代において、様々な課題の解決に向けて、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、自らの行動により、未来を切り拓いていく人財
- 本県の豊かな自然や伝統文化、新鮮で安全・安心な食材、さらには、全国屈指のブロードバンド環境など、「可能性の宝庫・徳島」の魅力を実感し、徳島に誇りを持つとともに、多様な価値観を理解する人財
- 夢を抱き、その実現に向け、失敗を恐れず、果敢に挑戦する情熱あふれる人財
- 地域や人と人とのつながりを大切にし、生涯を通じて学び成長し続けながら社会に貢献する人財

■重点項目

重点項目Ⅰ 地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進

重点項目Ⅱ 一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進

重点項目Ⅲ グローバル社会で活躍！徳島から世界への扉をひらく教育の推進

なお、令和4年度は次期「徳島教育大綱」及び「徳島県教育振興計画（第4期）」の策定年となっています。

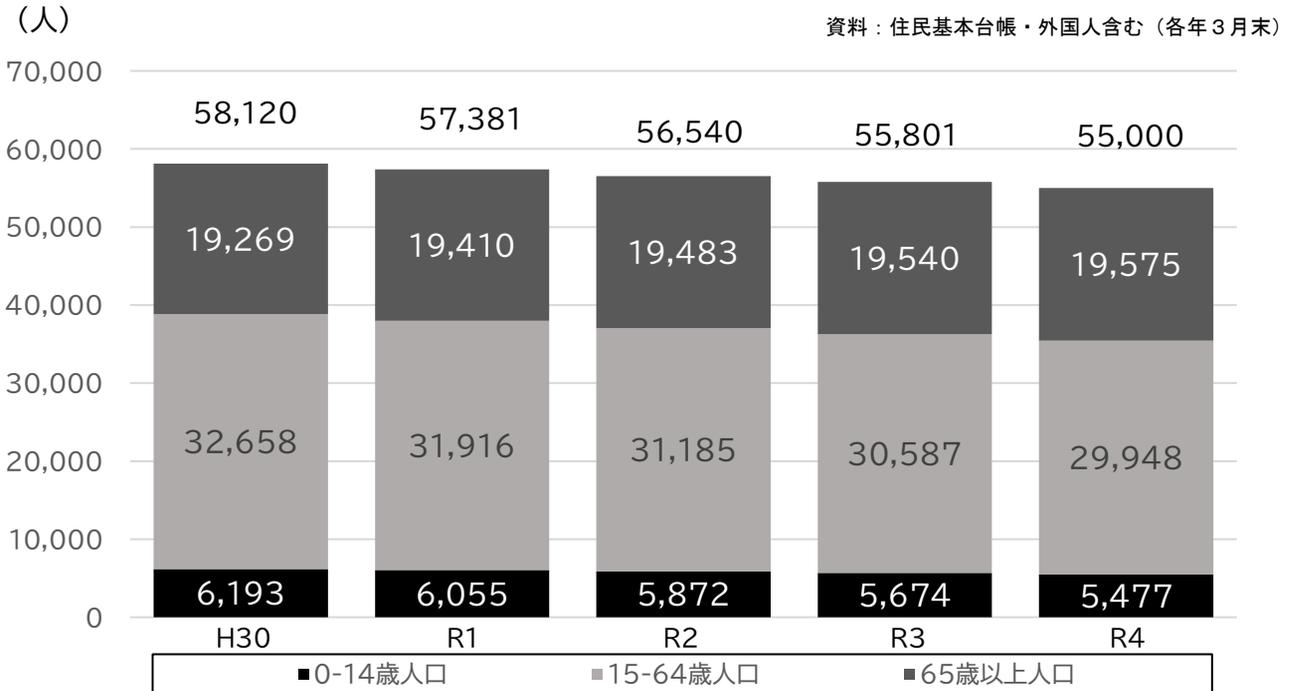
第2章 本市の教育の現状

1 人口

(1) 総人口の推移

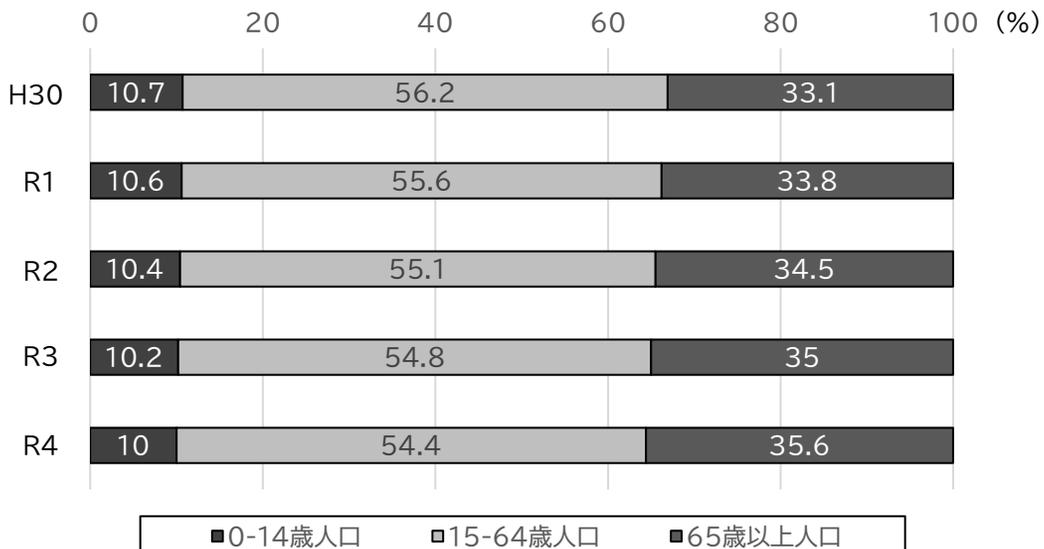
■年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、年々減少しており、令和3年には55,000人となっています。



■年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳人口、15～64歳人口割合は年々低下傾向にあり、65歳以上人口割合については年々上昇傾向にあります。今後、高齢者人口は減少に転じます。

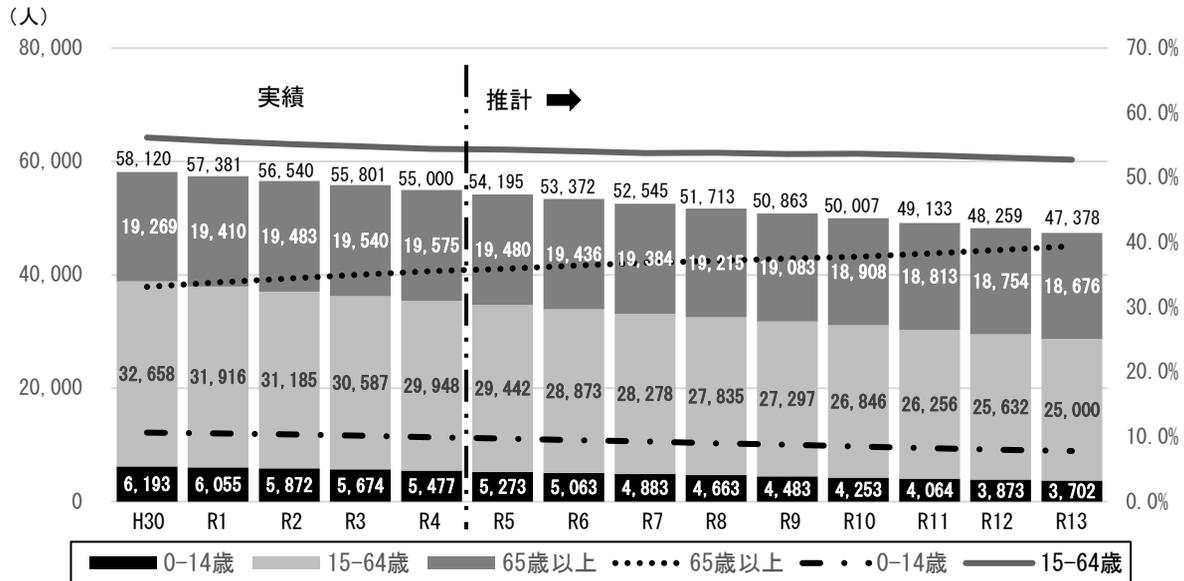


資料：住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）

(2) 総人口の推計

■年齢3区分別人口の推計

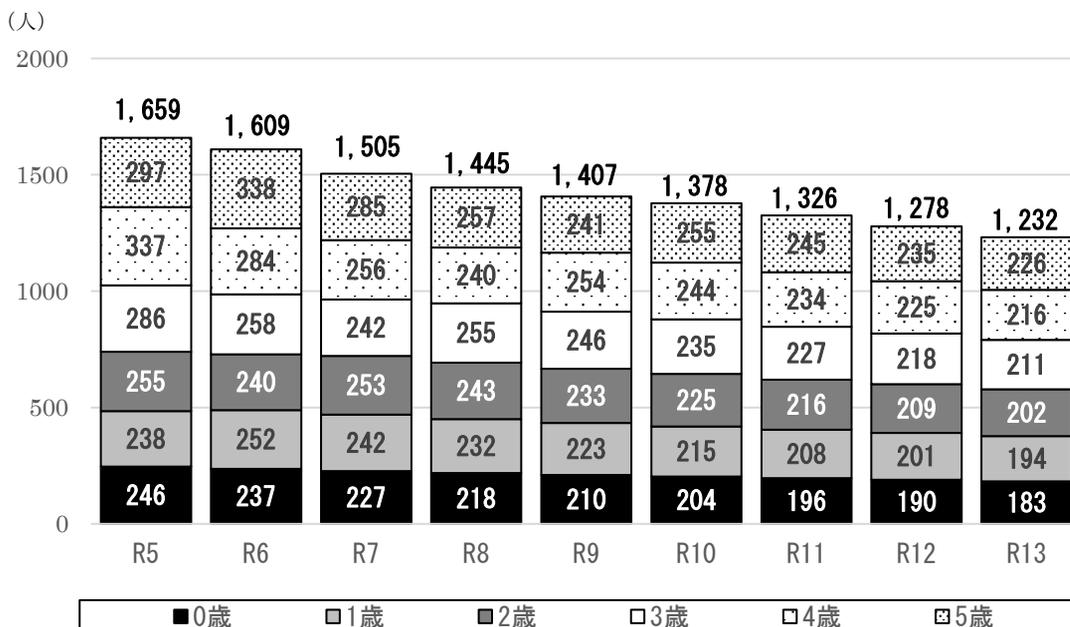
総人口の推計をみると、平成30年以降、年々減少傾向にあり、令和13年には47,378人となっています。年齢3区分別にみると、0-14歳人口、15-64歳人口は減少傾向に、65歳以上人口の割合は上昇傾向にあり、今後も少子高齢化の進行が予測されます。



資料：平成30年～令和4年実績…住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）
令和5年～令和13年推計…コーホート変化率法により算出

■0歳から5歳（就学前）の人口推計

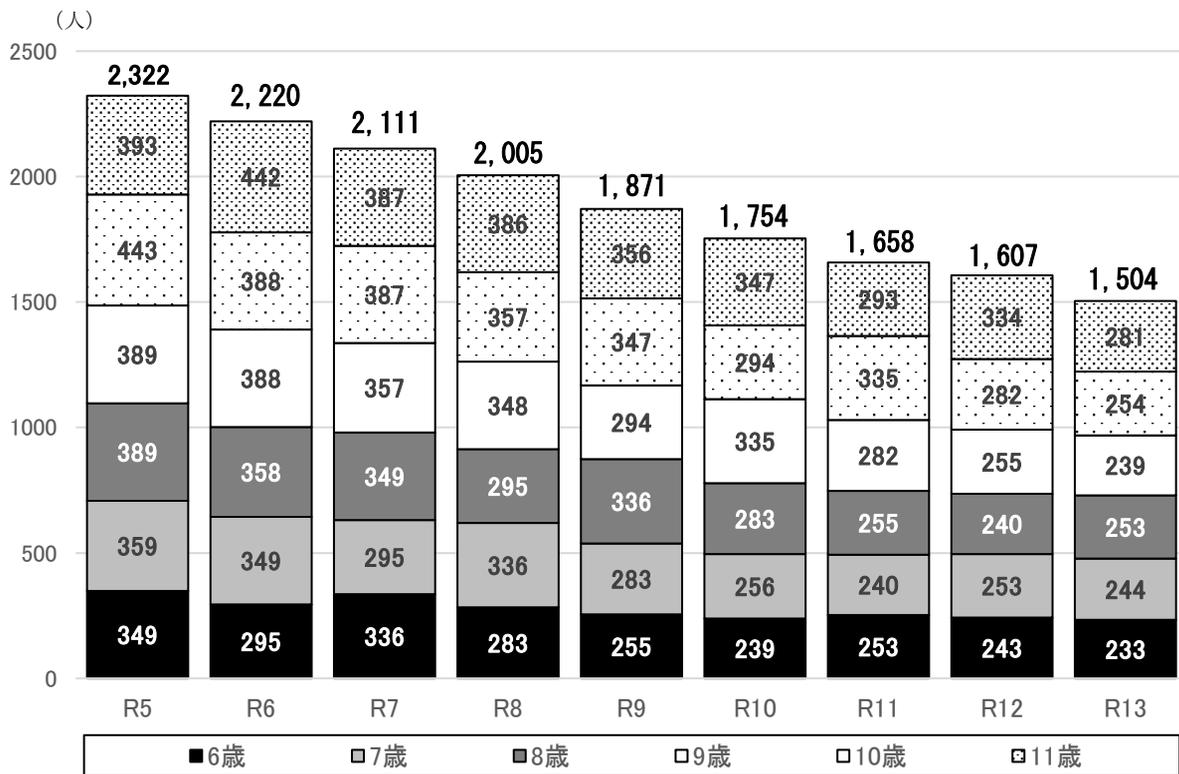
0歳から5歳の就学前人口の推計をみると、令和5年の1,659人から令和13年の1,232人まで427人減少すると予測されます。



資料：平成30年～令和4年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

■ 6歳から11歳（小学校）の人口推計

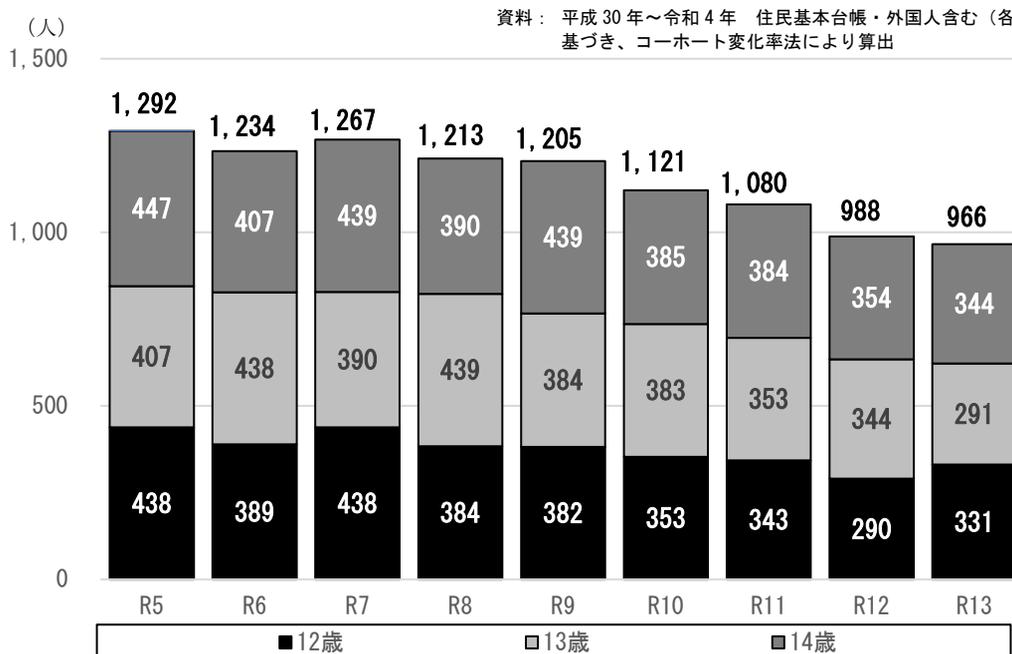
6歳から11歳の小学校児童数の推計をみると、令和5年の2,322人から令和13年の1,504人まで818人減少すると予測されます。



資料：平成30年～令和4年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

■ 12歳から14歳（中学校）の人口推計

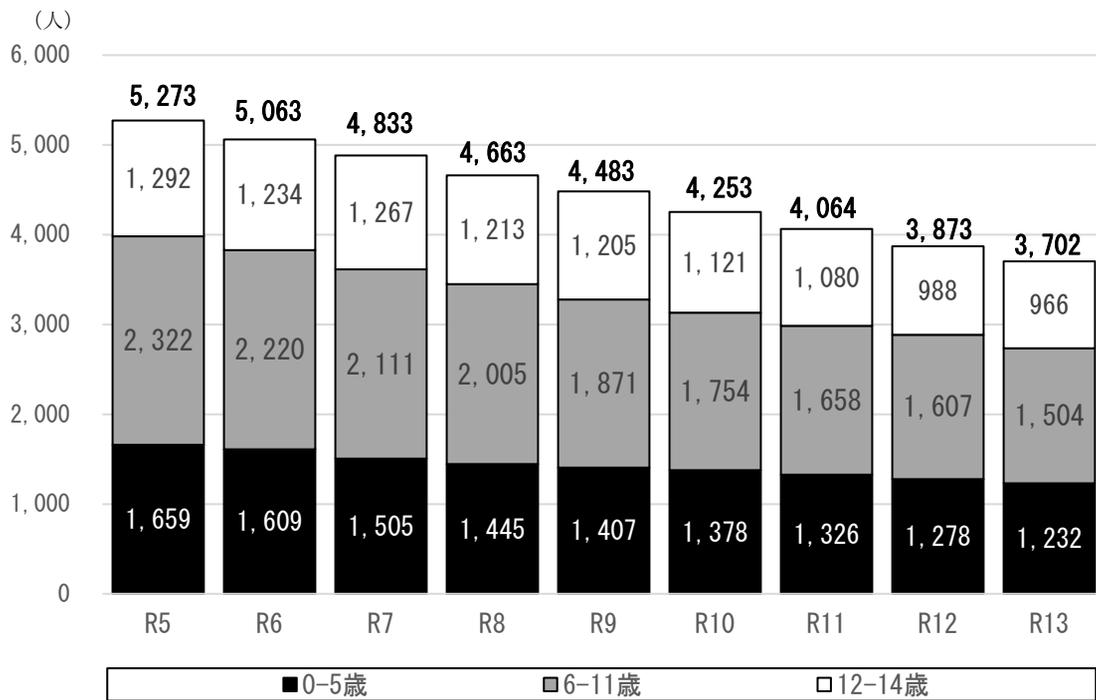
12歳から14歳の中学校生徒数の推計をみると、令和5年の1,292人から令和13年の966人まで326人減少すると予測されます。



資料：平成30年～令和4年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

■ 0歳から14歳の人口推計

0歳から14歳の人口推計をみると、令和5年の5,273人から令和13年の3,702人まで1,571人減少すると予測されます。



資料：平成30年～令和4年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

2 学校教育

(1) 教育施設及び保育所の状況

教育施設及び保育所の状況をみると、令和4年5月時点で、中学校6校（うち、1校は分校）、小学校13校、幼稚園8園、認定こども園4園、保育所13か所が設置されています。

■中学校区別の教育施設及び保育所の状況（令和4年5月1日現在）

【第一中学校区】・・・撫養町川西地区、大津町、瀬戸町の一部、大麻町の一部

第一中学校区の状況をみると、生徒数500人、児童・幼児数1,784人となっており、全中学校区のなかでもっとも児童生徒数が多くなっています。それに比例して、全中学校区のなかでもっとも教育施設数及び保育所数も多く、中学校1校、小学校5校、幼稚園4園、認定こども園1園、保育所6か所となっています。

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
第一中学校	500	撫養小学校	265	撫養幼稚園	83	中央保育所(公)	20
合計	500	黒崎小学校	115	桑島幼稚園	41	正興寺保育園	53
		桑島小学校	186	第一幼稚園	113	うずしお保育園	95
		第一小学校	334	聖母幼稚園(私)	101	桑島保育所	62
		大津西小学校	140	認定こども園さら	46	矢倉保育園	68
		合計	1,040	合計	384	すみれ保育園	62
						合計	360

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【第二中学校区】・・・撫養町川東地区、里浦町

第二中学校区の状況をみると、生徒数215人、児童・幼児数632人となっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校1校、小学校2校、幼稚園1園、保育所4か所となっています。

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
第二中学校	215	林崎小学校	293	精華幼稚園	85	林崎保育所(公)	25
合計	215	里浦小学校	136	合計	85	つくし保育所	37
		合計	429			岡崎保育所	28
						里浦ちどり保育所	28
						合計	118

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【鳴門中学校区】・・・鳴門町

鳴門中学校区の状況をみると、生徒数 167 人、児童・幼児数 435 人となっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 1 校、小学校 2 校、認定こども園 2 園となっています。

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園	
鳴門中学校	167	鳴門西小学校	284	幼保連携型認定こども園 IZUMI	105
合計	167	鳴門東小学校	4	公私連携幼保連携型認定こども園成稔	42
		合計	288	合計	147

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【瀬戸中学校区】・・・瀬戸町（一部を除く）、北灘町

瀬戸中学校区の状況をみると、生徒数 86 人、児童・幼児数 253 人となっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 1 校、小学校 1 校、幼稚園 1 園、保育所 1 か所となっています。

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
瀬戸中学校	86	明神小学校	173	明神幼稚園	35	明神善隣館保育所	45
合計	86	合計	173	合計	35	合計	45

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【大麻中学校区（広塚分校含む）】・・・大麻町（一部を除く）

大麻中学校区の状況をみると、生徒数 230 人、児童・幼児数 712 人となっており、児童数は全中学校区のなかで 2 番目に多くなっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 2 校（広塚分校含む）、小学校 3 校、幼稚園 2 園、認定こども園 1 園、保育所 2 か所となっています。

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
大麻中学校	224	堀江北小学校	144	堀江北幼稚園	24	板東みやま保育園	41
大麻中学校 広塚分校	6	堀江南小学校	37	板東幼稚園	61	板東ゆたか保育園	57
合計	230	板東小学校	258	認定こども園 すくすく	90	合計	98
		合計	439	合計	175		

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

■小学校別の状況（令和4年5月1日現在）

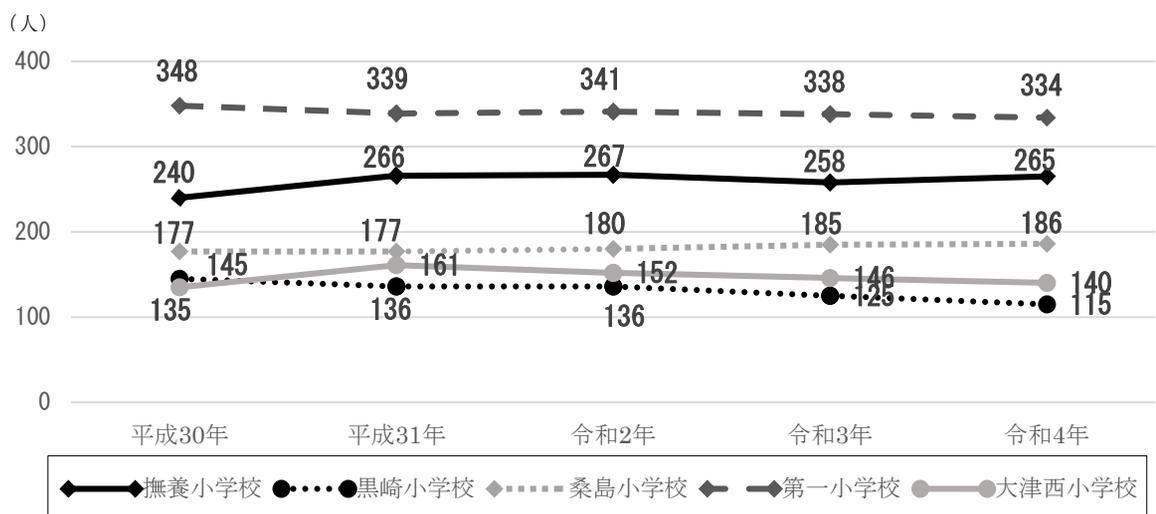
小学校別の状況をみると、第一小学校が334人と最も児童数が多く、次いで林崎小学校が293人となっています。最も児童数が少ないのは鳴門東小学校で4人となっています。学級数も第一小学校が18学級と多くっており、最も少ない鳴門東小学校が3学級となっています。

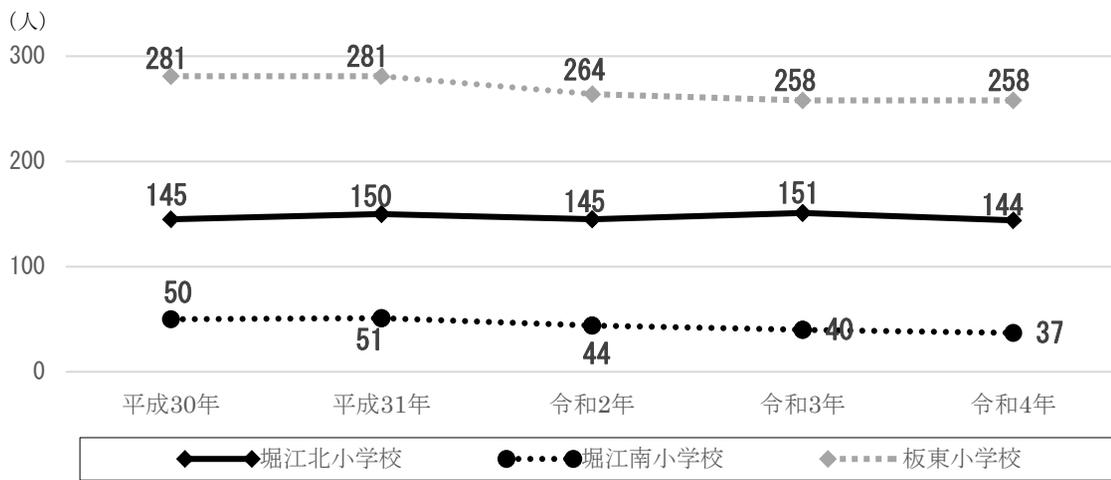
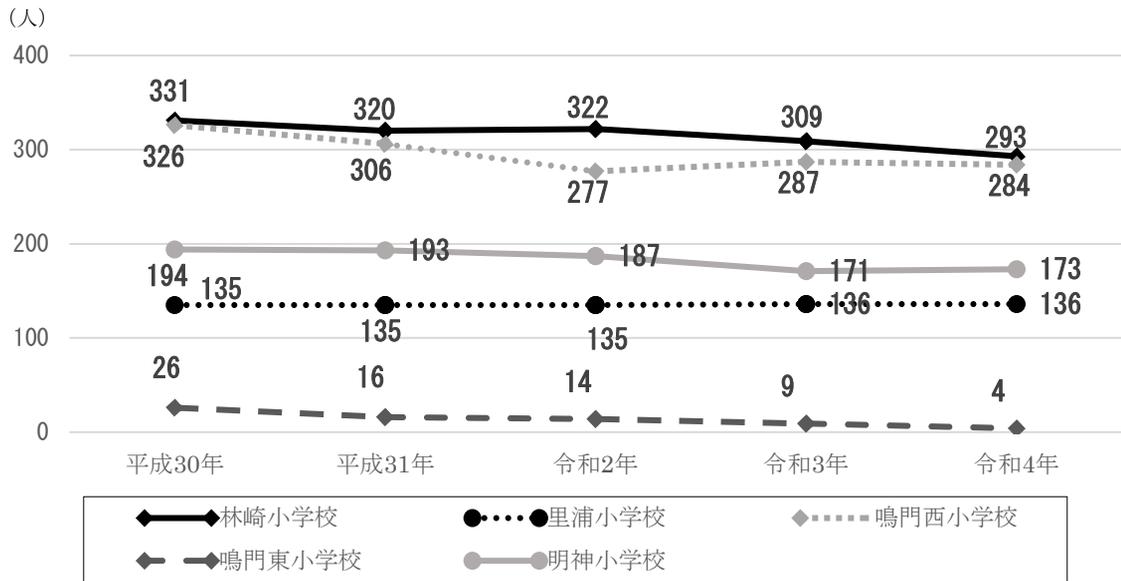
中学校区	小学校	標準学級		特別支援学級		合計		教員数 (人)
		児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	
撫養町	撫養小学校	252	12	13	2	265	14	25
	林崎小学校	269	12	24	4	293	16	23
	黒崎小学校	98	6	17	4	115	10	17
	桑島小学校	165	6	21	4	186	10	19
里浦町	里浦小学校	122	6	14	4	136	10	16
鳴門町	鳴門東小学校	2	1	2	2	4	3	9
	鳴門西小学校	267	11	17	3	284	14	28
瀬戸町	明神小学校	150	6	23	5	173	11	17
	瀬戸小学校（休校）	-	-	-	-	-	-	-
	島田小学校（休校）	-	-	-	-	-	-	-
大津町	第一小学校	307	12	27	6	334	18	29
	大津西小学校	136	7	4	2	140	9	14
北灘町	北灘東小学校（休校）	-	-	-	-	-	-	-
大麻町	堀江北小学校	131	6	13	2	144	8	14
	堀江南小学校	33	4	4	3	37	7	13
	板東小学校	244	11	14	4	258	15	22
	合計	2,176	100	193	45	2,369	145	246

資料：鳴門市教育委員会

■小学校別児童数の推移

小学校別児童数の推移をみると、大半の小学校が減少傾向にあるなかで、撫養小学校と桑島小学校は児童数が増加しています。鳴門西小学校は減少数がもっとも多く、平成30年の326人から令和4年の284人まで42人減少しています。





資料：鳴門市教育委員会

■中学校別の状況（令和4年5月1日現在）

中学校別の状況をみると、第一中学校が500人ともっとも生徒数が多く、次いで大麻中学校が224人となっています。もっとも生徒数が少ないのは、広塚分校を除くと瀬戸中学校で86人となっています。学級数は第一中学校が19学級ともっとも多くなっており、もっとも少ない瀬戸中学校（広塚分校除く）が5学級となっています。

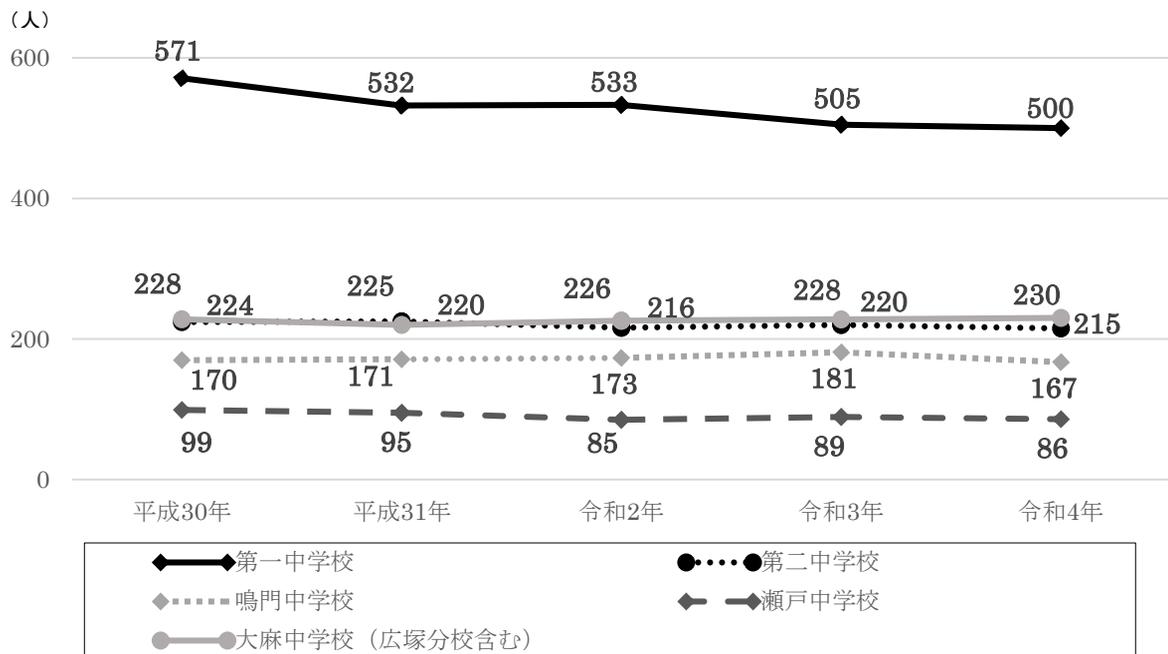
中学校	標準学級		特別支援学級		合計		教員数 (人)
	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	
第一中学校	478	15	22	4	500	19	45
第二中学校	204	7	11	3	215	10	20
鳴門中学校	155	6	12	3	167	9	19
瀬戸中学校	84	4	2	1	86	5	13
大麻中学校	212	7	12	4	224	11	24
大麻中学校広塚分校	6	2	0	0	6	2	8
合計	1,139	41	59	15	1,198	56	129

資料：鳴門市教育委員会

■中学校別生徒数の推移

中学校別生徒数の推移をみると、すべての中学校において減少しています。

第一中学校の減少数がもっとも多く、平成30年の571人から令和4年の500人まで71人減少しています。



資料：鳴門市教育委員会

■幼稚園別の状況（令和4年5月1日現在）

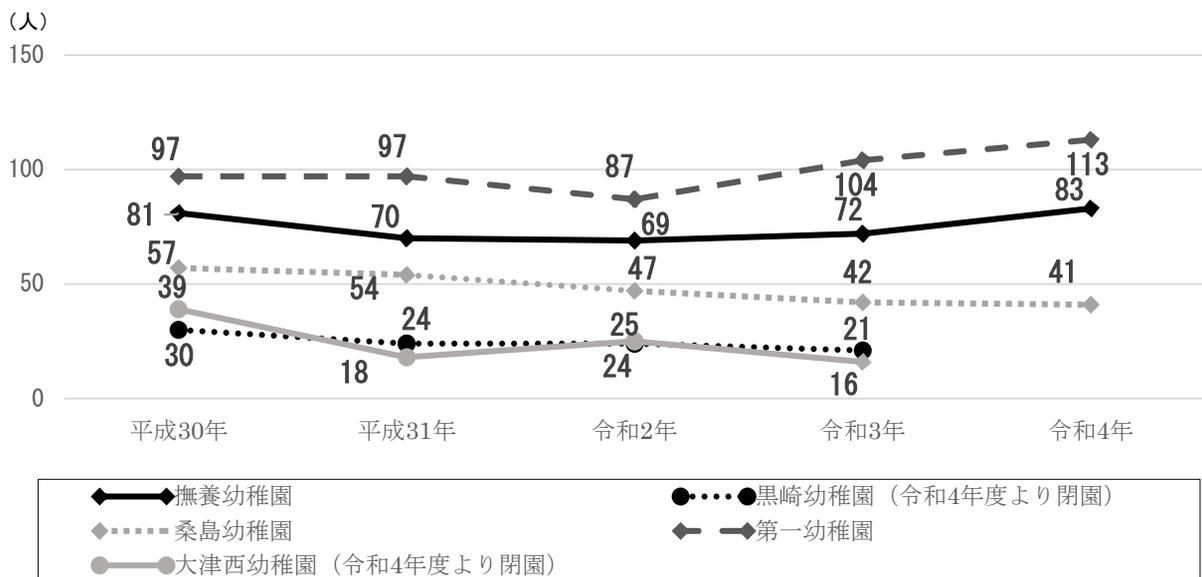
幼稚園別の状況をみると、第一幼稚園がもっとも園児数が多く、113人となっています。もっとも園児数が少ないのは、堀江北幼稚園で24人となっています。

中学校区	幼稚園 認定こども園	園児数 (人)	学級数 (学級)	教員数 (人)
第一中学校区	撫養幼稚園	83	4	14
	桑島幼稚園	41	2	7
	第一幼稚園	113	5	15
	聖母幼稚園（私）	101	5	13
	認定こども園さら	27	4	11
第二中学校区	精華幼稚園	85	4	14
鳴門中学校区	幼保連携型認定こども園IZUMI	65	3	22
	公私連携幼保連携型認定こども園成稔	42	2	9
瀬戸中学校区	明神幼稚園	35	2	7
大麻中学校区	堀江北幼稚園	24	2	5
	板東幼稚園	61	3	9
	認定こども園くすくす	61	3	15
合計		738	39	141

資料：鳴門市教育委員会

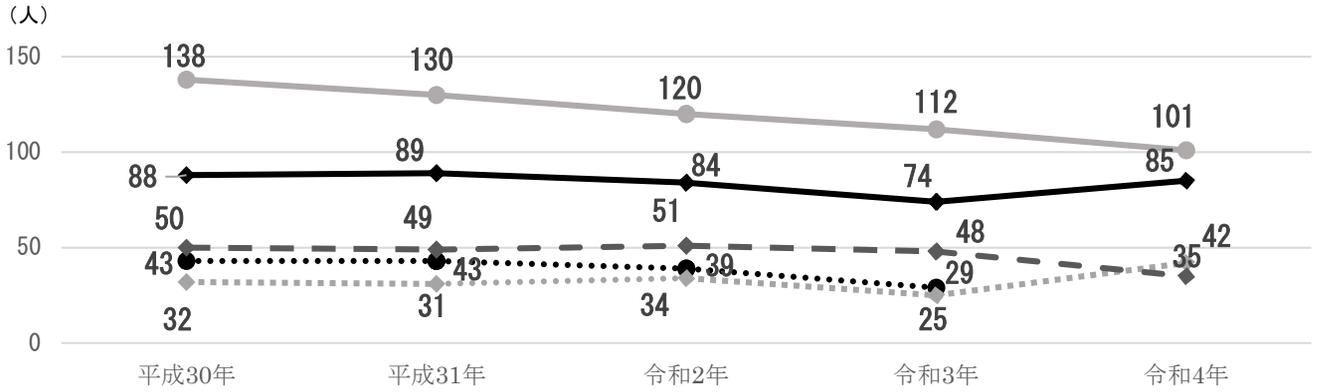
■幼稚園別園児数の推移

幼稚園別園児数の推移をみると、大半の幼稚園が減少傾向にあるなかで、第一幼稚園、撫養幼稚園、精華幼稚園は園児数が、黒崎幼稚園、大津西幼稚園、里浦幼稚園の再編により増加傾向にあります。

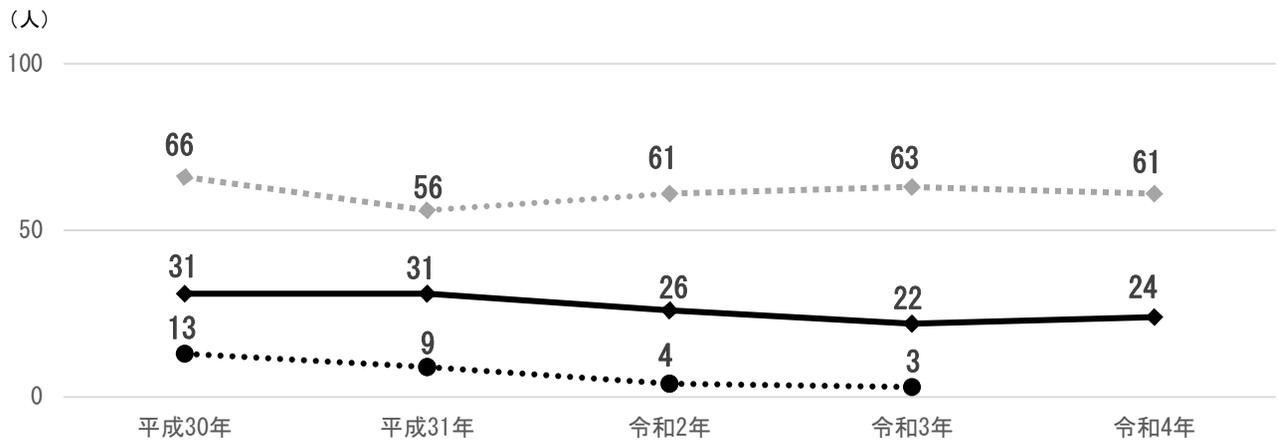


資料：鳴門市教育委員会

第二期鳴門市教育振興計画



◆—◆ 精華幼稚園
 ●...● 里浦幼稚園 (令和4年度より閉園)
 ◆- - ◆ 成稔幼稚園 (令和4年度より公私連携施設へ移行) ◆—◆ 明神幼稚園
 ●—● 聖母幼稚園 (私)



◆—◆ 堀江北幼稚園
 ●...● 堀江南幼稚園 (令和4年度より閉園)
 ◆- - ◆ 板東幼稚園

資料：鳴門市教育委員会

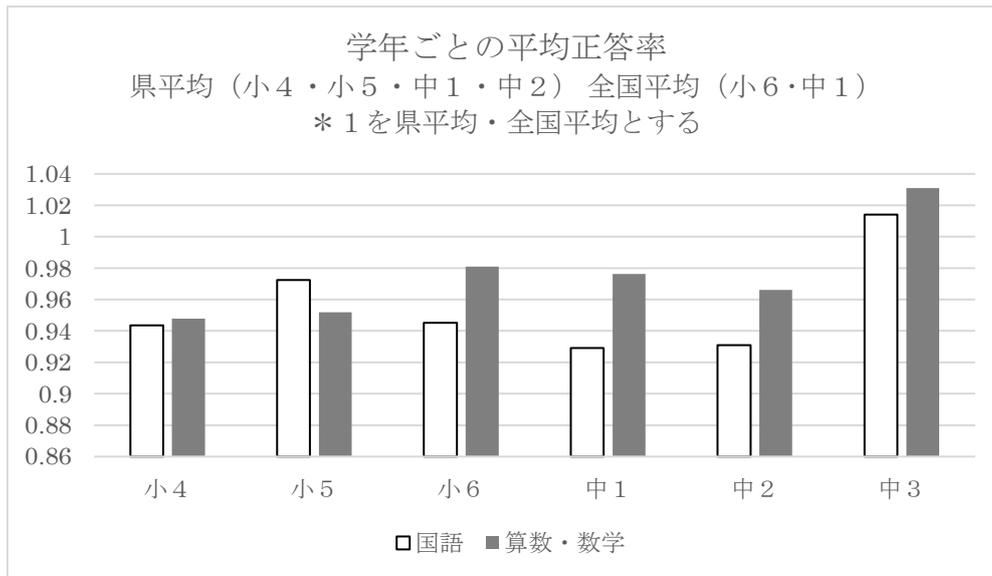
(2) 学力

【活用したデータ】○令和4年度「全国学力・学習状況調査」結果（小6・中3）

○令和4年度「徳島県ステップアップテスト」結果（小4・小5・中1・中2）

以下で用いる指標は、小学校6年と中学校3年では全国平均との比較、小学校4年・5年と中学校1年・2年では県平均との比較となっています。

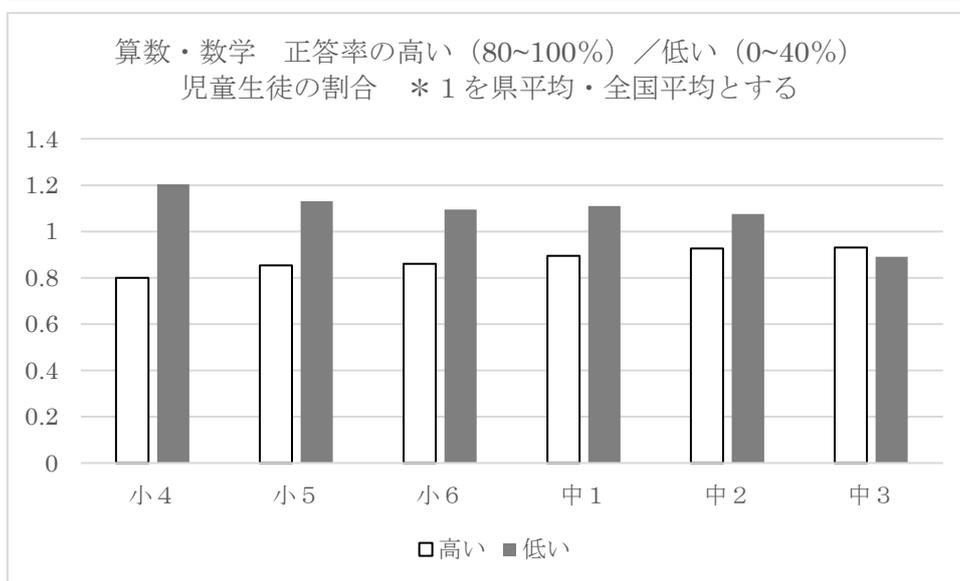
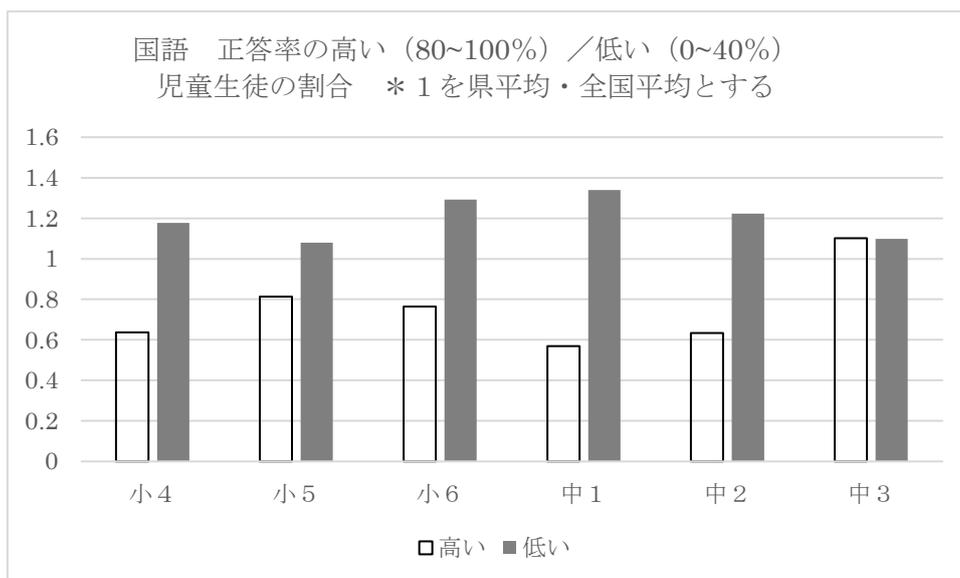
①学力の全体の傾向を見るための指標－「学年ごとの平均正答率」



●学力の全体の傾向

- ・中3国語・数学の平均正答率は、全国平均を上回っています。
- ・小4から中2までは国語、算数・数学の平均正答率ともに県平均や全国平均を下回っています。

②学力の分布をみるための指標－「正答率 80%以上と正答率 40%以下の児童生徒の割合」



●学力の分布

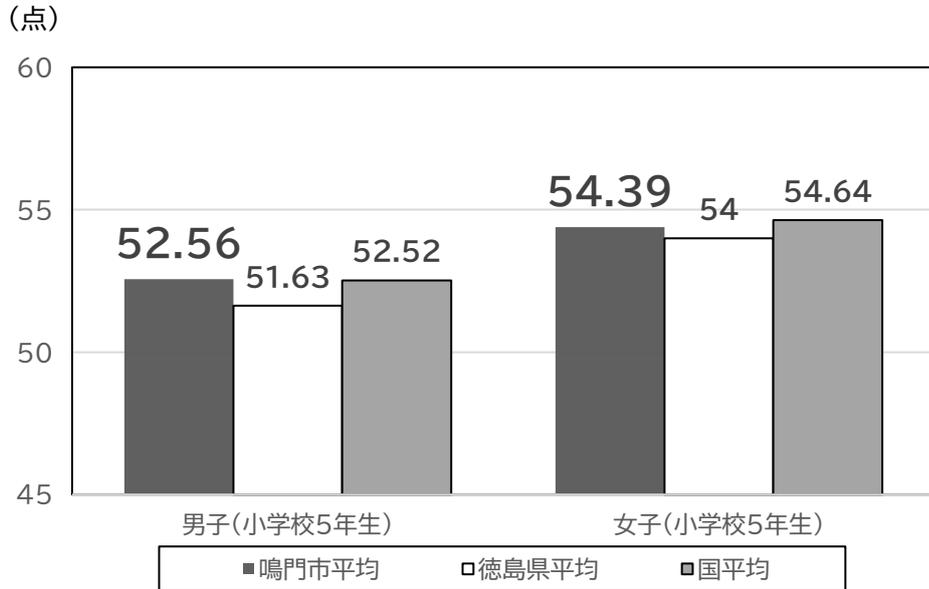
- ・正答率の高い (80%以上) 児童生徒の割合は、中3 国語で全国平均を上回っていますが、他では県平均や全国平均を下回っています。
- ・正答率の低い (40%以下) 児童生徒の割合は、中3 数学で全国平均を下回っていますが、他では県平均や全国平均を上回っています。
- ・令和4年度「全国学力・学習状況調査」結果からは、小学校6年生における正答率の高い児童の割合は国語 22%、算数 26%、正答率の低い児童の割合は国語 19%、算数 20%、中学校3年生における正答率の高い生徒の割合は国語 34%、数学 30%、正答率の低い生徒の割合は国語 11%、数学 30%となっています。

(3) 体力

■小学生の令和3年度全国体力・運動能力調査結果

小学校5年生の令和3年度全国体力・運動能力調査結果をみると、男子は国及び県の平均を上回っており、女子は国平均より若干低いですが、県の平均を上回っています。

しかし、令和元年度の前回に比べると、男女ともに数値は低下し、小学生男子は過去最低の数値となっています。

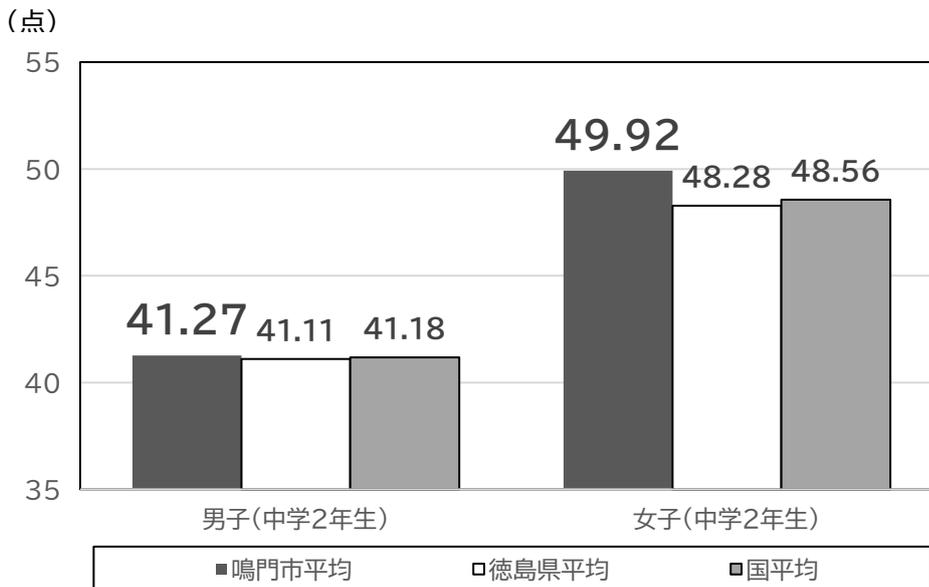


資料:鳴門市教育委員会

■中学生の令和3年度全国体力・運動能力調査結果

中学校2年生の令和3年度全国体力・運動能力調査結果をみると、男子・女子ともに国及び県の平均を上回っています。

しかし、令和元年度の前回に比べると、男女ともに数値は低下し、中学生男子は過去最低の数値となっています。



資料:鳴門市教育委員会

3 現状を踏まえた課題

現状調査等を踏まえた、本市における課題は次のとおりです。

(1) 人口減少・少子高齢社会における教育

本市においては、令和4年の0～14歳人口が5,477人となっており、平成30年の6,193人と比べると、716人減少しています。一方、令和4年の65歳以上は19,575人となっており、平成30年の19,269人と比べると306人増加しています。この少子高齢化の傾向は、今後も続くものと想定されます。

今後は、子どもを地域の将来を担うかけがえのない存在として大切に育てるとともに、子どもの数が減少することを想定した学校や幼稚園のあり方について引き続き検討していく必要があります。

増加する高齢者に対しては、人生100年時代において、これまでの経験や能力を生かし、地域教育を支える貴重な人材として活躍していただける場を提供するとともに、生涯学習やボランティア活動への関心の高まりを生かした取組が求められます。

(2) 学力向上への取組

令和4年度の「全国学力・学習状況調査」（小6・中3対象）と「徳島県ステップアップテスト」（小4・小5・中1・中2対象）の結果からは、平均正答率は中3国語・数学を除き、小・中学校ともに県平均や全国平均を下回っています。学力の分布については、県平均や全国平均と比較すると、中3を除き、小・中学校ともに正答率が高い（80%以上）児童生徒の割合が低く、正答率が低い（40%以下）の児童生徒の割合が高くなっています。

子どもたちの基礎学力を保障するためには、教職員の資質向上が不可欠です。「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善はもちろんのこと、安全・安心かつ多様な学びの場の充実を基盤として、基本的な学習・生活習慣の確立を図るとともに、子どもたちの背景や特性・意欲等の多様性を前提に、ICTも活用しつつ、多様な子どもたち一人ひとりに対応した個別最適な学び（個に応じた指導）を実現し、学力の確実な定着を図らなければなりません。自制心ややり抜く力など、点数（数値）化して測定することが難しい非認知能力を伸ばしていくことも大切です。また、子どもたちの学びの芽生えを育む幼児教育の質の向上を図ることや小学校との円滑な接続も重要です。

特別な支援を必要とする子どもたちには、一人ひとりの教育的ニーズにもっとも適した指導や必要な支援を提供できるよう、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備を進めていく必要があります。

学校が学ぶ意欲を高め、子どもたちの学びに向かう力・学び続ける力を育む場となるよう、子どもも教職員も育つ学校づくりを進めていかなければなりません。

(3) グローバル化、価値観の多様化、家庭や地域の変化への対応

グローバル化に代表される近年の社会状況の加速度的な変化や、保護者の価値観の多

様化、家庭や地域の変化に伴い、学校教育を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、結果としての教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、学校における働き方改革が課題となっています。学校における働き方改革を実現しつつ、一方で、こうした変化に対応しつつ、多様な教育課題を解決する取組を進めていく必要があります。

また、未来を担う子どもたちが、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、2030年（令和12年）に向けた国際社会全体の行動計画として設定されたSDGs（持続可能な開発目標）を実現すべく、子どもの発達段階や学校、地域の実情に応じて、教育活動全体にESD（持続可能な開発のための教育）を位置づけ、SDGsとの関係を意識した教育活動を進め、子どもたちをはじめすべての人が世界と一体感をもって生活していくことが求められています。

（4）家庭や地域を取り巻く環境変化への対応

少子高齢化やデジタル化の進行等、社会環境の変化の中で、子どもたちが学校外で一緒に遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。また、地域コミュニティの希薄化により、子育ての知識や経験、世代を超えた知恵の継承にも支障が生じており、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣、社会性などの育成に重要な役割を果たす家庭の教育力、地域の教育力の低下が課題となっています。

そうした中で、社会的孤立の問題、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、多様な背景をもつ子どもたちの学びを支える教育環境づくりが求められています。教育現場におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との相談体制を充実させるとともに、こうした見えにくい、表面化しにくい問題を教育、福祉、医療等関係機関が連携し実態把握に努め、早期に発見して適切な支援につなげていく必要があります。

令和4年度から市内すべての小・中学校にコミュニティ・スクールが導入され、学校と地域の協働による取組が新たな地域コミュニティの醸成につながることも期待できます。今後は、地域や学校の実情に応じた地域とともにある学校づくりを進めるとともに、社会的包摂の視点から地域全体で子どもの学びや成長を支える社会の実現をめざさなくてはなりません。

（5）危機的な状況への対応

東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにし、子どもたちのかけがえのない命を守るため、学校施設の耐震化をはじめ、各幼稚園、小・中学校と家庭、自主防災会や地域が連携して災害の内容や規模に応じた避難訓練を行うなど、それぞれの地域の実情に即した防災対策が進められました。

今後は、南海トラフ地震をはじめとした自然災害や安全を脅かす様々な危機的状況に備え、学校や地域の実情に応じた危機管理に努めるとともに、災害についての正しい知識と的確な判断力を身に付けることのできる防災教育を推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下において、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策と子どもたちの学びの保障をいかに両立させていくかが求められています。

(6) 高度情報化社会への対応

近年、I o T（モノのインターネット）やA I（人工知能）など、I C Tの分野における技術革新が一層進展し、国では、社会生活、経済活動が劇的に変わるS o c i e t y 5.0(超スマート社会)の実現をめざしており、学校教育においても、急速に浸透するデジタル化に向けた教育D Xの取組が求められています。

その一方で、スマートフォンなどの普及に伴い、I C Tの活用は子どもの生活にも深く浸透しており、情報通信機器を介した子ども同士のコミュニケーションのあり方が変容するなかで、大人の目の届かない所で、人間関係のもつれや、いじめ、事件や事故に巻き込まれる可能性の増加等の問題が指摘されています。

このため、子どもたちが情報通信機器を自らが適切に使用できる能力を養うとともに、情報通信機器を使用するうえでどのような危険があるのかを教え、学校、家庭、地域での使用ルールづくりとその徹底を図っていく必要があります。

(7) 人権の尊重と道徳心、公共心の育成

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等に対する偏見や差別は、今なお様々な形態で存在しており、市民一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、今後も継続した取組が求められます。すべての人が自分らしく生き、個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動を進めるとともに、国際理解の推進や男女共同参画社会づくりに努めることが必要です。すべての人がお互いを尊重し、誰もがいきいきとした人生を享受することのできる共生社会の実現をめざさなくてはなりません。

社会の変化や多様化が進む中で、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、不登校児童生徒の増加やネット上のいじめ等の顕在化といった状況が見られます。学校における不登校やいじめについては、子どもの生命や人格形成に関わる重大な問題であり、未然防止と早期対応が必要です。そのためにも、常に教職員総体で組織的に対応するとともに、家庭・地域・関係機関との連携を密にしながら、子どもたちが安心して教育を受けられる学校づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、地域と家庭の関わり合いの薄れ、保護者以外の大人に接する機会の減少等を背景とし、子どもが、おもいやりがまん強さに欠ける、あいさつができない、きまりが守れないなど、本市においても子どもの道徳心や公共心の低下が指摘されています。

今後は、子どもの道徳心や公共心を涵養する道徳教育を進めるとともに、子どもの地域との関わり、多様な体験活動や社会貢献の機会を増やすこと等が求められます。

(8) 食や健康、運動・スポーツ志向の高まりへの対応

ライフスタイルの多様化により、食を大切にする心や地域の優れた食文化が失われつつあります。すべての人が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことが望まれるなかで、特に子どもにおいては、心身の成長や人格の形成、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎として、学校、家庭、地域が中心となった

食育への取組が求められています。

また、健康志向の高まりにより、運動やスポーツへの関心が高まっており、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、スポーツを通じた人や地域間の交流等、運動やスポーツを行うことによる様々な効果が期待されることから、すべての人が関心や適性に応じて、生涯を通じて日常的に運動やスポーツに親しむ機会の確保が求められています。

(9) 地域の歴史や伝統文化の継承

板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜と地域住民との心温まる交流や友愛・互助・平和を求めて闘われた世界の偉人賀川豊彦の活動を伝える取組、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地としての取組、渦潮や四国霊場八十八か所の世界遺産化への取組等、本市の歴史や文化を新たな地域資源として活用する様々な取組が行われています。

本市には、長い歴史を越えて継承されてきた人を大切にする「おもいやり」の心、産業や歴史に根付いた魅力的な文化財や地域資源はもちろんのこと、大谷焼のように地域の自然や文化に培われた伝統工芸が引き継がれており、すべての人が地域の歴史や伝統文化について学ぶなかで、郷土を誇りに思う心の育成や新たな地域資源を掘り起こすきっかけとしていくことが期待されます。

第3章 基本構想と施策体系

1 基本理念

教育は人づくり、人づくりはまちづくりの原点であるという認識のもと、次のとおり、基本理念と本市の教育がめざす人物像及びめざすまちの姿を掲げ、その実現に向けた取組を推進します。

【基本理念】

ともに学び 育ち合う 共育きょういくのまち鳴門

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」としています。

成熟社会を迎えた我が国においては、生活における量的・物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや自然との調和を大切にし、生活の質の向上を優先させる社会への転換が求められています。

これからの教育においては、すべての人の基本的な人権が尊重されたうえで、自らの意志のもとに生涯にわたって学び続け、豊かな人間性とたくましく生きる力を培い、あらゆるライフステージにおいて自らの選択肢を増やし、自己実現と社会貢献ができる人材の育成がこれまでに以上に期待されます。

そのためには、家庭や学校、地域社会における教育の質を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことに加えて、教育をきっかけとして、地域の人材や教育資源をつなげ、それぞれの主体がつながり合い、支え合い、連携・協働して取り組む必要があります。

鳴門市においては、「子どもを社会の中心に据え、『子どもの最善の利益』を第一に考えるまちをつくる」という基本的な認識のもとで、家庭や学校、地域が、地域の将来を担う貴重な人材と一緒に育てる教育に取り組み、子どもたちが育ち、親が育ち、教職員が育ち、教育に関わるすべての人とまちが共に育つ、「共育」を推進します。

【めざす人物像】

豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献する人

調和のとれた豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会のために働こうとする心を持ち、実行できる人の育成をめざします。

【めざすまちの姿】

ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたななると

本市の教育がめざす人づくりを通じて、第七次鳴門市総合計画において示されためざすまちの姿「ひとが輝き 持続可能な未来をひらく あらたななると」の実現をめざします。

2 期待される役割

基本理念を実現するためには、家庭、学校、地域、行政が教育におけるそれぞれの役割を認識し、連携・協働して行う必要があります。それぞれに主に担うことが期待される役割については、次のとおりです。

それぞれが役割を認識したうえで、
連携・協働の輪をつなげ、広げていく

地域

- ・地域で子どもを見守り、育てる
- ・地域ならではの体験や学習をする機会を提供する
- ・地域の人材や資源を教育に生かす
- ・地域の防犯や防災に取り組む



家庭

- ・安心できる居場所として機能する
- ・心と身体を健やかに育む
- ・基本的な生活習慣を身に付けさせる
- ・規律や自立心を育てる



学校 (教育施設)

- ・社会の変化に柔軟に対応し、個々の発達段階や教育的ニーズに応じた質の高い教育を提供する
- ・家庭や地域と連携・協働した教育を推進する



行政

- ・教育や学習水準を保障する
- ・各主体が円滑に活動できるネットワークづくりを支援する
- ・家庭や地域から信頼される教育行政運営を行う



3 基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり、基本目標と施策の基本方針を定めます。

(1) 自ら学ぶ力を育む教育の推進

①【学びの芽生えを育む就学前教育・保育の推進】

すべての子どもに学びや生活の基盤を育み、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保一元化（担当部局一元化）をはじめ一体的な就学前教育・保育を推進します。

②【学びに向かう力の育成と学力向上】

自ら主体性をもって学ぶ態度を育み、学びに向かう力を高めるとともに、授業改善を進め、子どもたちの学力の確実な定着に取り組みます。

③【学校内外の多様な学びの場の充実】

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学級や通級指導教室、うず潮教室等、学校内外の多様な学びの場の充実・整備に取り組みます。

④【ICTを活用する教育の推進】

ICTを積極的に活用し情報活用能力の育成を図るとともに、一人1台端末環境を効果的に活かしたデジタルならではの学びを推進します。

⑤【学びをつくる教職員の資質向上】

子どもの主体的な学びを支える伴走者としての教職員の資質向上と心身の健康に向けて、教職員研修の充実と学校における働き方改革の推進に取り組みます。

(2) おもいやりの心を育む教育の推進

①【人権教育の充実】

体験から学ぶ人権教育の充実を図り、自分も他の人もかけがえのない存在として認め合い、人権を尊重する行動がとれる子どもの育成に取り組みます。

②【道徳教育の充実】

子どもの心に響く道徳教育に取り組み、人間や自然に対するやさしさやおもいやりの心、畏敬の心などをもつ豊かな人間性を備えた子どもの育成に取り組みます。

③【いじめの未然防止と早期対応】

学校・家庭・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に取り組み、自分も他人も共によりよく生きようとする子どもの育成に取り組みます。

④【青少年健全育成の推進】

子どもたちが安全・安心に学び遊べる地域づくりを推進し、社会と関わりながら高い規範意識や道徳心、公共心などをもてるよう青少年健全育成に取り組みます。

⑤【読書活動の推進と学校図書館の充実】

「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」に基づいた活動を推進するとともに、学校図書館を充実し学校図書館を活用した教育活動を推進します。

(3) 健やかな身体を育む教育の推進

①【心身の健康や体力・運動能力の向上】

すべての子どもたちが心身の健康の保持増進や、それぞれの体力・運動能力に応じて、日常的に運動やスポーツに親しむことができる機会の提供に取り組みます。

②【スポーツの振興と指導者の育成】

市民やスポーツ関連団体と連携・協働して、地域のスポーツ環境の整備を図るとともに、中学校部活動の地域移行に向けた指導者の育成等環境づくりに取り組みます。

③【安全で安心な学校給食の提供】

幼稚園・小中学校における完全給食の実施と、より安全で安心なおいしい学校給食の提供に取り組みます。

④【学校給食をはじめとする地産地消と食育の推進】

学校給食をはじめとする地産地消の推進に努めるとともに、生涯を通じ健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域と連携した食育を推進します。

(4) 郷土愛を育む教育の推進

①【郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進】

身近な地域の自然や歴史、文化、伝統産業等に親しむことができる学習機会の充実を図り、郷土を誇りに思う心や、郷土を愛し大切にすることを育む教育を推進します。

②【地域の誇る史実を継承する教育の推進】

板東俘虜収容所における心温まる交流や賀川豊彦の活動など、先人たちの人を大切にする誇り得る歴史を学び、史実を後世に継承できる教育を推進します。

③【次代へつなぐ文化財の継承と活用】

貴重な共有財産として地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護と活用を進め、地域住民とともに次代に継承することができる環境づくりを推進します。

(5) まちぐるみの教育の推進

①【地域とともにある学校づくりの推進】

コミュニティ・スクールと校種間連携のもと、学校と地域との連携・協働により地域とともにある学校づくりを推進します。

②【鳴門教育大学との連携・協働の推進】

地元教育大学がある強みを生かし、学園都市化構想をはじめ鳴門教育大学との連携・協働のもと、教育の質の向上と多様な教育課題の解決に取り組みます。

③【子どもの学びを支える教育環境の確保】

すべての子どもたちの学習機会を保障し、多様な子どもたちが安心して学び、その可能性を引き出すことができる教育環境の確保に取り組みます。

④【安全・安心で快適な学びの場の整備】

子どもたちが安全・安心で快適に学ぶことができる学校施設・設備の整備とともに、持続的で魅力ある学校教育に資する教育環境の計画的な整備を推進します。

(6) これからの時代に対応する教育の推進

①【いのちを守る防災・安全教育の推進】

家庭や地域と連携し、地域の特性や学校の実情に応じた危機管理に努めるとともに、生涯を通じて自他のいのちを守ることができる防災・安全教育を推進します。

②【外国語教育・国際理解教育の推進】

未来にはばたく子どもたちが確かな英語力と豊かなコミュニケーション力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた外国語教育・国際理解教育を推進します。

③【SDGs教育（ESD）の推進】

未来を担う子どもたちが持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育活動全体を通じて、SDGsとの関係を意識した教育活動を推進します。

④【生涯にわたる学びを支える学習環境の整備】

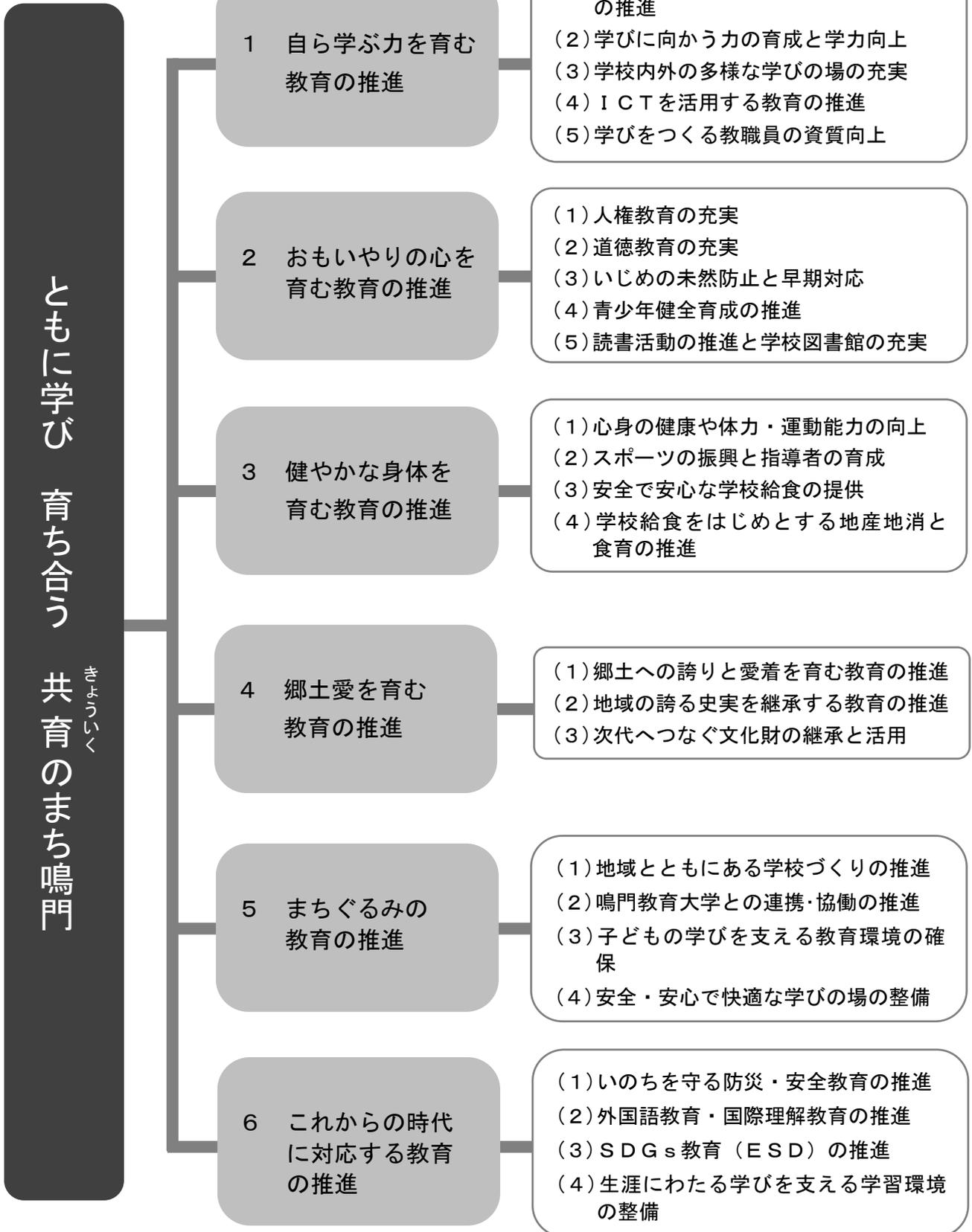
生きがいにつながる多様な学習機会の創出と知的インフラである図書館サービスの充実等、生涯にわたる学びを支える学習環境の整備に取り組みます。

4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】



第4章 基本計画

1 自ら学ぶ力を育む教育の推進

(1) 学びの芽生えを育む就学前教育・保育の推進

施策① 一体的な就学前教育・保育の推進

すべての子どもに学びや生活の基盤を育み、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保一元化（担当部局一元化）をはじめ一体的な就学前教育・保育を推進します。

【現状】

- 「鳴門市立公立幼稚園のあり方」（令和2年度策定）に基づき、令和3年度末をもって8園（運営中4園・休園中4園）を閉園し、令和4年度より1園を公私連携幼保連携施設に移行しました。令和4年4月現在、市内には、公立幼稚園が7園、私立幼稚園が1園、公私連携幼保連携型認定こども園が1園、幼保連携型認定こども園が1園、認定こども園が2園、公立保育所が2か所、私立保育所が11か所あります。
- 一時預かり事業（午後保育）をすべての公立幼稚園で実施しており、土曜日も4園で実施しています。
- 幼児教育支援センター事業として、3歳から就学前の幼児の保護者を対象に、幼児教育の専門家による教育相談を実施しています。
- 本市就学前教育・保育施設の教育・保育課程や指導計画等の指針となる「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」が令和3年3月に策定されています。

【課題】

- ◆就学前教育・保育施設では、「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用し、教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。就学前教育・保育施設の職員が施設類型を問わずに学び合い、教育・保育内容の充実を図ることが求められています。
- ◆幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型を問わず、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実することが求められています。

【主な取組】

- 就学前教育・保育施設では、「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用し、教育・保育の質の向上に取り組めます。
- 連携小学校区において、小学校教育との円滑な接続を図るため、すべての就学前教育・保育施設で、「接続期カリキュラム」を実践します。
- 一体的な就学前教育・保育推進体制の構築をめざし、幼保一元化（担当部局一元化）に取り組めます。

【成果目標・指標】

◎就学前教育・保育施設と小学校における「接続期カリキュラム」の実践率

現状値（令和4年度）： 0% *就学前教育・保育施設においてアプローチ・カリキュラム開始

目標値（令和8年度）： 100%

(2) 学びに向かう力の育成と学力向上

施策① 学びに向かう力の育成とキャリア教育の推進

学ぶ意欲の向上につながるキャリア教育の充実を図るとともに、非認知能力を伸ばすことにより自ら主体性をもって学ぶ態度を育み、学びに向かう力を高めます。

【現状】

- これからの社会に生きて働く力として、自ら学び探究する力や自律的に学ぶこと・学び続けることができる力である「学びに向かう力」の育成が重要です。
- 学校においては、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる「生き方を描く力」を身に付けていくことができるよう、学級活動など特別活動を要として教育活動全体を通じてキャリア教育を実践しています。
- 学校においては、「キャリア・パスポート」を活用して、児童生徒が学習や生活の見通しを立て、学んだことをふり振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行っています。

【課題】

- ◆ 「学びに向かう力」を育むため、自ら課題を見つけ、考え、判断し行動することを重視した探究的な学びづくり、授業づくりが求められています。
- ◆ キャリア教育の充実を図り、自分の人生を創る、社会を創る当事者意識を子どもたちに育むことが重要です。
- ◆ 自制心ややり抜く力など、点数（数値）化して測定することが難しい非認知能力を伸ばしていくことが求められています。

【主な取組】

- 子どもたちが探究的な学習活動に取り組むことができるよう、探究的な学びの推進・充実を図ります。
- 「キャリア・パスポート」を効果的に活用できるよう、「キャリア・パスポート」の鳴門市版を作成し、キャリア教育の充実に取り組みます。
- 中学校において、学校の実情に応じてポートフォリオ型日記を取り入れ、非認知能力育成の土台となる「メタ認知力」を育み、非認知能力の育成に取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎ 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙において、「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 72.9% 中学校 62.1%
 目標値（令和8年度）：小学校 84% 中学校 76.6%
- ◎ 「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙において、「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 77.1% 中学校 68.9%
 目標値（令和8年度）：小学校 83.9% 中学校 79.8%

施策② 学力向上の推進

発達段階に応じた学びの自覚化を図る授業改善を進めるとともに、個別最適な学びの充実や基本的な学習習慣の確立を図り、学力の確実な定着に取り組みます。

【現状】

- 令和4年度「全国学力・学習状況調査」（小6・中3対象）と「徳島県ステップアップテスト」（小4・小5・中1・中2対象）の結果からは、平均正答率は、中3国語・数学を除き、小・中学校ともに県平均や全国平均を下回っています。学力の分布は、県平均や全国平均と比較すると、中3を除き、小・中学校ともに正答率が高い（80%以上）児童生徒の割合が低く、正答率が低い（40%以下）の児童生徒の割合が高くなっています。
- 学校関係者や有識者、市教育委員会で組織する「鳴門市学力向上推進委員会」において、学力向上を図るための具体的な施策を研究し取組を進めています。
- 毎年度、学校ごとに「学力向上実行プラン」を作成し、学力向上に取り組んでいます。
- 子どもたちが、授業のめあてや成果を自覚しながら学ぶことができる学びの自覚化を図る授業改善を進め、授業力向上に取り組んでいます。
- 「Q-Uアンケート」（年2回実施）を活用して学力向上の基盤となる学級集団づくりに取り組むとともに、中学生が難問に挑む「理数オリンピック」を開催しています。

【課題】

- ◆「全国学力・学習状況調査」「徳島県ステップアップテスト」の平均正答率を向上させるとともに、学力の分布における正答率が低い児童生徒の割合を減少させることが課題です。
- ◆「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組むとともに、学校、家庭における基本的な学習習慣・生活習慣の確立を図ることが重要です。
- ◆ICTを活用し個別最適な学び（個に応じた指導）を充実・進展させることが重要です。

【主な取組】

- 「学力向上実行プラン」の作成・実施を通じて、学校ごとに教育活動の検証・改善を一層進めるとともに、各種学力向上施策を実施し、学力の確実な定着に取り組みます。
- 学力向上の基盤となる学級集団づくりやユニバーサルデザインの授業づくりも含め、教職員の授業力向上に取り組めます。
- 一人1台タブレット端末をはじめICTを効果的に活用した個別最適な学び（個に応じた指導）の充実・進展に取り組めます。

【成果目標・指標】 ※単位は%（ ）の数値は全国平均

- ◎「全国学力・学習状況調査」における児童生徒の平均正答率
現状値（令和4年度）：小国 62(65.6)・小算 62(63.2)・中国 70(69)・中数 53(51.4)
目標値（令和8年度）：小・中学校とも全国平均以上
- ◎「全国学力・学習状況調査」における正答率が低い(40%以下)児童生徒の割合
現状値（令和4年度）：小国 19.4(15)小算 19.5(17.8)中国 11.2(10.2)中数 30(33.7)
目標値（令和8年度）：小・中学校とも全国平均以下

(3) 学校内外の多様な学びの場の充実

施策① 特別支援教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場の充実・整備を進めます。

【現状】

- 令和4年5月現在、特別支援学級に在籍する児童生徒数は252名、通級による指導を受ける児童生徒数は86名で、総児童生徒数に占める割合は9.5%となり、令和3年度と比較して1.1%増加しています。
- 就学に係る適切な教育支援を行うため教育支援委員会を設置しています。また教育支援アドバイザーを配置し、早期からの支援や教職員への研修に取り組んでいます。
- 個別に特別な支援を要する幼児児童生徒に対し、学習や生活の支援を行う特別支援教育支援員及び特別支援教育サポーター（学生ボランティア）を幼稚園、小・中学校に配置しています。
- 早期からの切れ目ない支援を行うために令和3年度より就学前の幼児（5歳児）を対象として、就学支援シートを作成・活用しています。
- 地域連携協議会を設置し、子どもの発達・教育相談会や個別ケース会議の開催、教職員研修を実施しています。
- 合理的配慮の提供を義務づけた「障害者差別解消法」が2016年に施行されました。

【課題】

- ◆個別の指導計画と個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携を取りながら、一人ひとりの発達や特性に応じた指導や支援を行うことがますます重要になってきています。
- ◆校内支援体制の充実と特別支援学級担任、通級指導教室担当をはじめ「多様な学びの場」を担う教職員の専門性が求められています。
- ◆一貫した切れ目のない支援や教育活動ができる体制づくりが必要です。
- ◆通級による指導のうち、他校通級は移動時間を要し、送迎する負担も生じることから自校通級や巡回指導を実現する必要があります。

【主な取組】

- 個別の指導計画と個別の教育支援計画を活用し、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、より必要性が高い指導内容を精選し、全教職員間で子どもが達成可能な目標を共通理解して指導・支援に取り組みます。
- 子どもたちが「わかる」「できる」実感を積み重ねることができるよう学び方を工夫し、子どもたちが学ぶ楽しさを感じられる場づくりをめざします。
- ポジティブな行動支援（PBS）の視点での関わりを個人にとどめるだけでなく、学校全体で取り組みます。

【成果目標・指標】

◎小・中学校における通級指導教室の新設

現状値（令和4年度）：5教室

目標値（令和8年度）：6教室（1教室新設）

施策② うず潮教室（適応指導教室）の充実

不登校児童生徒に対する早期支援を図るため、「うず潮教室」での指導内容や相談活動を充実するとともに、「うず潮教室」を中核とした支援体制の整備を進めます。

【現状】

- 令和4年度第2回不登校実態調査によれば、30日以上欠席した児童生徒数は74名で、総児童生徒数に占める割合は2.1%となり、令和3年度同調査と比較して0.6%増加しています。
- 「うず潮教室」には、令和4年10月現在28名の児童生徒が入級しています。在籍校の学級担任とは「Teams」を用いた情報交換を行い、「うず潮教室」での学習や生活の様子の情報共有を図っています。
- 「うず潮教室」では、不登校児童生徒や保護者、教職員を対象としたうず潮教室スタッフによる教育相談やクリニック専門家による特別相談を実施しています。
- 「不登校児童生徒に対する支援の在り方に関する連絡協議会・研修会」を開催し、不登校の未然防止、不登校児童生徒の社会的自立をめざした効果的な支援や適切な教育機会の確保等、不登校対応の在り方について協議しています。
- 「教育機会確保法」（2017年施行）に基づき「基本指針」が策定され、不登校児童生徒に対する支援の際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒の社会的自立をめざすことが明記されました。

【課題】

- ◆対人関係に悩んでいる児童生徒が多く、不登校を未然に防止するため、学校生活を通じて子どもたちが社会性のスキルを学び身に付けることや、登校しぶりのある児童生徒には、各学校できめ細やかな配慮・支援を行う必要があります。
- ◆「うず潮教室」は、子どもたちの「心の居場所」となっていますが、一人ひとりの特性に配慮した個別最適な環境が十分に用意できていない課題があります。
- ◆不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様で適切な教育機会を確保する支援が求められています。

【主な取組】

- 不登校児童生徒を支援するため、学校は日ごろから「数分間のケース会議」等により児童生徒理解に努め、一人ひとりの状況に応じた支援に組織的・計画的に取り組めます。
- 不登校を未然に防止するため、子どもたちが社会性のスキルを学ぶ教育活動の実施等、子どもたちが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりに取り組めます。
- 不登校児童生徒の社会的自立をめざし、子どもたち一人ひとりの状況に応じた必要な支援ができるよう、「うず潮教室」を中核とした支援体制の整備に取り組めます。

【成果目標・指標】

- ◎「うず潮教室」を中核とした不登校児童生徒に対するきめ細やかな支援体制の整備

現状（令和4年度）：うず潮教室指導員2名 カウンセラーの配置なし

目標（令和8年度）：うず潮教室の「教育支援センター」化を図り、場所の確保とともに、うず潮教室指導員の増員、カウンセラーを配置します。

(4) ICTを活用する教育の推進

施策① ICTを活用する教育の推進

ICTを積極的に活用し情報活用能力の育成を図るとともに、一人1台端末環境を効果的に活かしたデジタルならではの学びを推進します。

【現状】

- 「GIGAスクール構想」により、令和2年度に児童生徒一人1台タブレット端末環境が整備され、タブレット端末を活用した学びが始まっています。
- 令和2年度に小・中学校のすべての普通教室に電子黒板を導入しています。
- 鳴門教育大学と連携・協働し、教職員有志が参加する「ICTコラボチーム」を立ちあげ、ICT利活用実践事例を開発し、その成果を全国に発信しています。
- 市内小・中学校にICT支援員を派遣し、授業支援や相談活動を行っています。

【課題】

- ◆児童生徒のICT活用能力の向上と、主体的な学びの基盤となる情報活用能力の育成が求められています。
- ◆教職員のICT活用指導能力の向上が求められています。
- ◆タブレット端末を効果的に活用する授業づくりが求められています。

【主な取組】

- タブレット端末に触れる機会を多く設け、児童生徒のICT活用能力の向上を図ります。
- ICTをツールとして児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、端末を活用し児童生徒が自律的に学ぶ学習活動を設定します。
- タブレット端末活用研修を実施し、教職員のICT活用指導能力の向上を図ります。
- 「ICTコラボチーム」によるICT利活用実践事例の開発と蓄積を進めます。また、ウェブサイトへの掲載や「鳴門市ICT支援員通信」を発行するなど情報発信を行いICT活用の充実・発展につなげます。
- 情報モラル教育を充実させ、インターネットの利便性と危険性を理解し、正しく使用する能力を身に付ける取組を進めます。

【成果目標・指標】

◎「全国学力・学習状況調査」学校質問紙において、タブレット端末などICT機器の授業での活用に係る質問に「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した学校の割合

現状値（令和4年度）：小学校 76.9% 中学校 40%

目標値（令和8年度）：小学校 100% 中学校 100%

(5) 学びをつくる教職員の資質向上

施策① 教職員研修の充実

子どもの学びを支える伴走者として、ICT活用指導能力の向上も含めた子どもの学びを促す教育実践力が高まるよう、教職員の資質向上に向けた研修の充実に取り組みます。

【現状】

- 市内小・中学校における教職員の年齢構成は、20歳代や30歳代の教職員が多く在籍しており、各学校においてはメンター制を導入し、若手教職員の育成に取り組んでいます。
- 若手教職員からは、「授業づくりのポイント」「保護者対応」等について学びたいという希望が多く寄せられています。
- 令和3年度より、鳴門市教育委員会指導主事を講師として、初任者等経験年数の少ない若手教職員を対象とした研修会である「学舎『なると塾』」を実施しています。
- 市教育委員会独自に様々な教育課題別の研修を実施しています。
- 徳島県立総合教育センターによる「とくしま教員育成指標」に基づく教職員のキャリアステージに応じた研修に取り組み、OFF-JT (Off the Job Training)、OJT (On the Job Training)、SD (Self Development) を関連づけながら、資質・能力の向上を図っています。

【課題】

- ◆中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)において、これからの教職員の姿として、「学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける」「子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割」を示しています。
- ◆教職員の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、校長のリーダーシップのもと、チームとして学校が運営されていることが求められています。
- ◆教職員自身が志気を高め、誇りをもって働くことができていることも重要です。

【主な取組】

- 各学校においてメンター制を推進し、OJTに取り組めます。
- 従来の集合形式の「学舎『なると塾』」に加え、出張どこでも「なると塾」を開催し、各学校での授業研究を通じて、若手教職員の授業力向上を図ります。
- 子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての実践を原理的に理解できるよう、理論と実践を往還する研修の充実に取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎「学舎『なると塾』」(含出張どこでも「なると塾」)の開催回数
 現状値(令和4年度): 7回
 目標値(令和8年度): 14回

施策② 学校における働き方改革の推進

学校の業務改善に向けた環境整備を進めるとともに、教職員が勤務時間や心身の健康管理、働きがいを意識した働き方改革を推進します。

【現状】

- 文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が平成31年1月に制定され、上限の目安時間は1か月時間外在校等時間45時間以内、1年間時間外在校等時間360時間以内とされました。
- 教員業務支援員、部活動指導員を配置し、業務への外部人材活用、業務の軽減を図っています。
- 徳島県公立学校において統合型校務支援システムが導入され、デジタル化を通じた業務の効率化が図られています。
- 本市では、平成30年度より働き方改革の一環として、夏季休業中3日間の学校閉庁日を設定しています。
- 「鳴門市立中学校に係る運動部活動の方針」（平成30年5月）、「鳴門市立中学校に係る文化部活動の方針」（令和元年5月）を策定し、中学校部活動において、週2日間の休養日が設定されています。

【課題】

- ◆本市では、時間外在校等時間の縮減について一定の成果が見られますが、令和3年度において、1か月あたりの平均時間は小学校約38時間、中学校約52時間です。
- ◆本市では、令和4年度4月から6月の3か月間平均で、時間外在校等時間が45時間を超える教職員は小学校では約51%、中学校では約69%、80時間を超える教職員が小学校では約7%、中学校では約36%と依然として高い水準であり、課題が残る状況です。
- ◆学校が様々な課題に対処しつつ、働き方改革を推進するためには、保護者・地域の方々への理解の促進も重要です。

【主な取組】

- 各学校において、タイムマネジメントやデジタル化による業務改善・効率化のさらなる推進に取り組みます。
- 中学校部活動指導に係る教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置、部活動の段階的な地域移行等、部活動の適正化に取り組みます。
- 教員以外の多様な外部人材の積極的活用を図るため、学校の状況に応じ、教員業務支援員等の効果的な配置・拡充に取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎1か月あたりの平均時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合
 現状値（令和3年度）：小学校61% 中学校45.2%
 目標値（令和8年度）：小学校89.5% 中学校75.2%
- ◎1か月あたりの平均時間外在校等時間80時間超え（過労死ライン）の教職員の割合
 現状値（令和3年度）：小学校0.3% 中学校17.1%
 目標値（令和8年度）：小学校0% 中学校0%

2 おもいやりの心を育む教育の推進

(1) 人権教育の充実

施策① 体験的学習を重視した人権教育の推進

体験的学習を重視した人権教育を推進し、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図り、同和問題をはじめ様々な人権問題を解決する確かな人権教育に取り組めます。

【現状】

- 識字学級との交流会、人権劇など体験的な学習を通して、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する知的理解を深めるとともに人権感覚の育成を図り、人権意識を高めることにより、人権を尊重する行動につながる人権教育の推進に取り組んでいます。
- 「鳴門市人権教育研究大会」「鳴門市人権地域フォーラム」「ヒューマンライツメッセージなると」「鳴門市人権教育推進強調月間」などを開催し、様々な人権問題について学習する機会と場の拡充、人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別事象やインターネット上での悪質な差別事象が起きていることを踏まえた学習機会の創出と啓発活動に取り組んでいます。
- 社会人権教育講師や徳島県人権教育指導員制度を活用し、人権を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた人権教育・啓発の取組の充実を図っています。

【課題】

- ◆ 「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の知見を踏まえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図るため体験的学習を重視した人権学習に取り組み、自他をかけがえのない存在として認め合い、人権を尊重する行動がとれる力を育成することが求められています。
- ◆ 人権教育の推進にあたっては、教職員はじめ指導者そのものの姿勢（日常の言動）が人権教育の重要な要素となることから、人権教育推進者自らが人権感覚を磨き、人権意識を高めなければなりません。
- ◆ 平成 28 年に「部落差別解消推進法」が施行され、地域の実情に応じて教育・啓発を行うことに努め、部落差別のない社会を実現することが求められています。

【主な取組】

- 人権尊重の精神に立った学級経営や学校づくり、人権尊重の理念に立った生徒指導に取り組む、学校教育における人権教育の充実を図ります。
- 識字学級との交流会、人権劇など体験的な学習を通して、人権意識を高めることにより行動につなげていく確かな人権教育の一層の推進・充実に取り組めます。
- 教職員をはじめ人権教育推進者の資質の向上を図ります。
- 生涯にわたる人権教育の学習機会の充実を図ります。

【成果目標・指標】

◎教育委員会主催の「鳴門市人権教育研究大会」「鳴門市人権地域フォーラム」「ヒューマンライツメッセージなると」への参加人数

現状値（令和元年度）：679 名 * コロナ禍以前の令和元年度の数値

目標値（令和 8 年度）：700 名

(2) 道徳教育の充実

施策① 心に響く道徳教育の推進

人間や自然に対するやさしさやおもいやりの心、畏敬の心、規範意識など豊かな人間性の基盤となる道徳性を養うことができる心に響く道徳教育に取り組みます。

【現状】

- 小・中学校において、「特別な教科 道徳」として道徳の教科化が全面実施され、「道徳の時間」（以下、道徳科）を要として教育活動全体で取り組んでいます。
- 道徳の評価は、他の子どもと比べるのではなく、子ども自身がどのように成長したかを丁寧に見取り、認め励ます個人内評価を行います。
- 「特別な教科 道徳」として、学校現場においてこれまで軽視されがちだったと指摘される道徳科の充実が図られています。

【課題】

- ◆「読み物道徳」から「考え 議論する道徳」へ、道徳科を質的に転換することが求められています。
- ◆道徳教育を充実することにより、規範意識を醸成し、いじめや暴力行為を許さず、いのちを大切に作る心やおもいやりのある心、豊かな感性を育み、子どもたちに自律して人生を他者とともによりよく生きようとする力を身に付けさせることが大切です。
- ◆学校における生徒指導の基本書「生徒指導提要」が令和4年、近年の状況を踏まえて約12年ぶりに改訂され、児童生徒の自己存在感の感受や、問題行動等への課題対応的生徒指導に加え、発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導の重要性が示されています。
- ◆学校における道徳教育だけでなく、学校・家庭・地域で力を合わせて、子どもたちの豊かな心を育てていくことが求められています。

【主な取組】

- 自分と異なる意見と議論する中で道徳的価値について学び、道徳的実践力を身に付けることができるよう、発問の仕方や魅力的な教材の活用・工夫など「考え 議論する道徳」の授業づくりに取り組み、道徳科の充実を図ります。
- 学校の取組を積極的に発信し、家庭・地域と連携・協働し、道徳教育に取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 51.7% 中学校 39.7%
 目標値（令和8年度）：小学校 71.2% 中学校 63.3%
- ◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 82.5% 中学校 77.5%
 目標値（令和8年度）：小学校 89.2% 中学校 85.9%

(3) いじめの未然防止と早期対応

<p>施策① いじめの未然防止と早期対応</p>
<p>学校・家庭・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、早期解決に向けて関係機関と連携した組織的な対応を推進します。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会及び学校は、「鳴門市いじめ防止基本方針」、各校の「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進め、「鳴門市いじめ問題等対策委員会」と連携し、いじめ問題の解決に取り組んでいます。 ●平成 29 年 3 月に改定された「いじめの防止等のための基本方針」は、いじめの未然防止、早期発見に重点が置かれ、学校は積極的ないじめの認知に取り組んでいます。 ●年 2 回の「楽しい生活を送るためのアンケート（いじめアンケート調査）」を定期的実施し、いじめの実態把握に努めています。 ●学校においては、「いじめ防止子ども委員会」を中心として、児童生徒自らが主体的にいじめをなくすための取組を進めています。 ●「いじめ防止対策推進法」で規定されているいじめの重大事態と認める事案については、教育委員会と学校は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対処しています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめは命に関わる重大な問題として捉えるとともに、いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得るものであることや、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの認識に立ち、積極的ないじめの認知、早期発見・早期対応が求められています。 ◆教職員の対応だけでは困難な場合、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の専門家と連携し組織的に対応することが重要です。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■日ごろから子どもの様子や変化を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、いじめの積極的な認知と、迅速かつ適切で組織的な対応を行います。 ■すべての教育活動を通して、規範意識の醸成と自他のいのちを守り育てることができる子どもの育成に努め、いじめを見逃さない学校づくりに取り組みます。
<p>【成果目標・指標】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎「鳴門市楽しい生活を送るためのアンケート」（全児童生徒対象）において、「学校は楽しいですか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 現状値（令和 4 年度）：小学校 91.9% 中学校 90.8% 目標値（令和 8 年度）：小学校 94.5% 中学校 94.2% ◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「困りごとや不安がある時、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 現状値（令和 4 年度）：小学校 71.9% 中学校 67.6% 目標値（令和 8 年度）：小学校 79.8% 中学校 78.5%

(4) 青少年健全育成の推進

施策① 青少年健全育成の推進

子どもたちが安全・安心に学び遊べる地域づくりを推進し、社会と関わりながら、高い規範意識や道徳心、公共心などをもてるよう青少年健全育成に取り組みます。

【現状】

- 教育委員会青少年センターでは、地域安全ネットワークの構築を図り、学校、警察、補導員連絡協議会等と連携し、計画的、組織的な防犯・補導活動等の子どもの安全対策や有害環境浄化活動を実施しています。「うずっ子ダイヤル」の活用等、青少年の悩みに対応する相談・支援活動も行っています。
- 青少年育成鳴門市民会議においては、徳島県非行防止月間に合わせて「防ごう少年非行市民総ぐるみ運動」を展開し、非行防止の啓発活動を行っています。
- 次代を担う青少年を育成するため、鳴門市子ども会連合会と協働し、子ども会指導者養成講座「杉の子学校」やリーダー研修会等の体験活動を通じて、指導者としての専門的教養と子ども会運営に関する知識・技術の習得及び子どもの健全育成を図っています。
- 子どもの放課後等の安全・安心な居場所づくりのため、地域住民等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動を行う「放課後子供教室」を、令和4年8月現在、9小学校区で実施し、一部の教室においては、放課後児童クラブと一体的に運営しています。
- 改正民法による成年年齢の18歳への引き下げに伴い、成人式を「はたちの記念式典」と名称を改め開催しています。

【課題】

- ◆地域安全ネットワークの構築による子どもの安全対策とともに、子どもの安全・安心な居場所や、子どもが社会と関わる多様な体験活動の機会や社会貢献の機会の提供が求められています
- ◆青少年の主要なメディアであるSNS等を通じてのトラブルが増加しており、家庭とも連携して、児童生徒のネットマナーやSNSの利用の仕方について考える機会を充実させるとともに、従来から行われているSNS、スマホ指導を生活指導としての取組にとどめず、主権者教育の一環としてメディアリテラシー教育を行うことも重要です。

【主な取組】

- 新たな「放課後子供教室」の開設をはじめ子どもの安全・安心な居場所や子どもが社会と関わる多様な体験活動の機会や社会貢献の機会の創出に取り組みます。
- 児童生徒や保護者対象に「SNS安全教室」等を開催するとともに、情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断する力などメディアリテラシーの育成に取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「スマートフォン等の使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合

現状値（令和4年度）：小学校 67.7%（持っていない 17.7%） 中学校 70.1%（5.8%）

目標値（令和8年度）：小学校 77.4% 中学校 85.2%

(5) 読書活動の推進と学校図書館の充実

施策① 読書活動の推進と学校図書館の充実

「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」に基づいた活動に取り組むとともに、学校図書館を充実し、学校図書館を活用した教育活動を推進します。

【現状】

- 「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」が概ね5年間の計画として、令和4年4月に策定されています。
- 小・中学校の学校図書館に図書館サポーターを配置し、学校図書館利活用を促進し、学校での読書活動の充実を図っています。
- 第4次推進計画策定にあたってのアンケート調査（令和2年度）（小5・中2対象）からは、読書が好きな児童生徒の割合は前回調査（平成26年度）と比べ増加しており、特に中学生において63.8%→75.4%と大幅な増加が見られます。また、学校図書館の利用の割合も、特に中学生が大幅に増加しています。学校図書館サポーターによる学校図書館整備が進んだことが理由と考えられます。
- 徳島県教育委員会による「読書の生活化プロジェクトⅣ」を各学校・園で実施し、本や新聞記事を活用して、調べたり、考えたり、伝え合う活動に取り組んでいます。
- 令和4年度から「鳴門まちなか絵本図書館事業」を実施し、市内の様々な場所で絵本と出会い、親子で気軽に読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでいます。

【課題】

- ◆「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」に基づき、絵本の読み聞かせを原点とした読書に親しむ「鳴門モデル」を通して、本市のすべての子どもが主体的に読書活動に取り組めることをめざします。
- ◆生涯学習の基礎となる情報活用能力育成のため、学校図書館における図書を充実させ、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として整備されることが望まれます。

【主な取組】

- 家庭で子どもと一緒に読書を楽しむ家読（うちどく）の推進と「鳴門まちなか絵本図書館事業」の拡充を図ります。
- 学校等では、幼児教育から高等学校まで、朝読をはじめカリキュラムの中に読書の時間を設けることをめざします。保育所・認定こども園・幼稚園においては、「1日1話」の実施と1日1回の絵本の読み聞かせ、小・中学校、高等学校においては、読み聞かせの実施や読書時間の確保に取り組めます。

【成果目標・指標】

- ◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「読書が好きですか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 75.6% 中学校 62.5%
 目標値（令和8年度）：小学校 82% 中学校 74.5%
- ◎「鳴門市子どもの読書活動に関するアンケート調査」（小5・中2対象）において、「学校図書館へ行くことがありますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合
 現状値（令和2年度）：小学校 72.7% 中学校 42.5%
 目標値（令和8年度）：小学校 86.3% 中学校 68.7%

3 健やかな身体を育む教育の推進

(1) 心身の健康や体力・運動能力の向上

施策① 心身の健康や体力・運動能力の向上
<p>すべての子どもたちが、心身の健康の保持増進やそれぞれの体力・運動能力に依りて、日常的に運動やスポーツに親しむことができる機会の提供に取り組みます。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校5年生と中学校2年生を対象とした、令和3年度「全国体力・運動能力調査」結果から、小学校では、男子が全国平均・県平均とも上回っており、女子は全国平均より若干低いものの、県平均は上回っています。中学校では、男子、女子ともに全国平均・県平均を上回っています。 ● 令和3年度「学校保健統計調査」によれば、5歳から17歳までの本県の年齢別肥満傾向児の割合は、男女ともほぼすべての年齢で全国値を上回っています。 ● 小・中学校体育連盟が学校教育の一環として実施する体育活動を支援し、小・中学生の体力・運動能力の向上、スポーツへの興味・関心の向上を図っています。 ● 鳴門市チャレンジデーなど、多くの市民が参加できるスポーツイベントを実施し、スポーツ参加機会の拡充に努めています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運動やスポーツをすることが好きな子どもの育成をめざし、体育授業の工夫・改善の一層の推進が必要です。 ◆ スマホ・ネット利用の普及を背景とした子どもの運動不足、生活リズムの乱れなど生活習慣の改善が必要です。 ◆ 年齢、性別、障がいの有無等を問わず多様な人々がスポーツ活動に取り組むことができる生涯スポーツ環境の整備が求められます。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 小・中学校においては、発達段階に応じ体力向上の取組を推進するため、毎年度、「体力向上計画」を各校の実態に応じて作成・実施するとともに、健康教育の視点から運動習慣や望ましい生活習慣の確立に取り組みます。 ■ 鳴門市チャレンジデーなど、多くの市民が参加できるスポーツイベントを実施し、スポーツ参加機会のさらなる拡充を図ります。
<p>【成果目標・指標】 ※ () の数値は全国平均</p>
<p>◎ 「全国体力・運動能力調査」における小・中学校児童生徒（男女別）の平均得点</p> <p style="padding-left: 20px;">現状値（令和4年度）： 小学校 男 52.56(52.52)点 女 54.39(54.64)点</p> <p style="padding-left: 40px;">中学校 男 41.27(41.18)点 女 49.92(48.56)点</p> <p style="padding-left: 20px;">目標値（令和8年度）： 小・中学校男女ともに現状値以上</p>
<p>◎ 鳴門市チャレンジデーへの参加率</p> <p style="padding-left: 20px;">現状値（令和4年度）： 60.5%</p> <p style="padding-left: 20px;">目標値（令和8年度）： 60%以上の維持</p>

(2) スポーツの振興と指導者の育成

施策① スポーツの振興と指導者の育成

市民やスポーツ関連団体と連携・協働して、地域のスポーツ環境の整備を図るとともに、中学校部活動の地域移行に向けた指導者の育成等の環境づくりに取り組めます。

【現状】

- スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、子どもたちの主体的なスポーツ活動の促進を図っています。
- 多様なニーズに対応したスポーツの場を提供するため、学校体育施設の開放によりスポーツ少年団をはじめとした社会体育の振興を図っています。
- 中学校の運動部活動に部活動指導員を配置し、競技力向上に向けて、部活動指導の質的な向上を図っています。
- プレイヤーファーストで、適切な活動時間及び休養日の設定、スポーツ医学に依拠したトレーニング、熱中症対策など、安全・安心なスポーツ環境づくりに取り組んでいます。

【課題】

- ◆子どもたちの主体的なスポーツ活動の促進を図るとともに、地域のスポーツ環境の整備を図ることが必要です。
- ◆令和5年度以降の中学校における「休日の部活動の段階的な地域移行」に向けて指導者の育成等の環境整備を進めることが求められています。
- ◆中学校部活動の地域移行については、教職員の働きやすい環境づくりとともに、同時に子どもにとっての部活動の充実が合わせて考慮されていることが重要です。

【主な取組】

- スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブとの連携を一層推進し、子どもたちの主体的なスポーツ活動の促進を図るほか、徳島ヴォルティスや徳島インディゴソックス等と連携を図り、未就学児や児童を対象としたスポーツ教室などを積極的に開催します。
- NARUTO スポーツミッションと連携し、子どもたちに、プロスポーツや県外から大会合宿で訪れたチームとのスポーツを通じた交流の場を提供します。
- 多様なニーズに対応したスポーツの場を提供するため、学校体育施設の開放を継続し社会体育の振興を図るとともに、新たなスポーツ施設の整備について検討します。
- 中学校部活動の地域移行について、地域や各校の実情に応じた地域移行のあり方を検討し、部活動改革を進めます。

【成果目標・指標】

◎中学校部活動における「部活動の地域移行」の進捗

現状（令和4年度）：国・県の動向、地域の実情を踏まえ、円滑な地域移行を見据えた部活動改革について中学校長会等と協議を進めています。

目標（令和8年度）：地域や各校の実情に応じた部活動の地域移行を、休日の地域移行から段階的に進めています。

(3) 安全で安心な学校給食の提供

施策① 安全で安心な学校給食の提供

幼稚園・小中学校における完全給食の実施と、より安全で安心なおいしい学校給食の提供に取り組みます。

【現状】

- 平成 29 年度より新たに鳴門市学校給食センターを稼働し、共同調理方式により、すべての幼稚園、小・中学校において完全給食を実施しています。
- 令和 2 年度に大麻学校給食センターを統合し、調理・配送等業務の民間委託を実施しています。
- 業務受託事業者と連携し、民間が有する食品衛生等に関するノウハウを活用することで、より安全で安心なおいしい学校給食の提供に努めています。
- 食物アレルギーを有する子どもが増加しており、学校給食においても対応を行っています。
- 平成 30 年度から学校給食費の完全公会計化を実施しています。

【課題】

- ◆学校給食における異物混入等の防止に努め、学校給食の安全性確保の徹底を図る必要があります。
- ◆「学校生活管理指導表」が提出されている食物アレルギーを有する子どもへの対応において「誤食」を防ぐ学校の取組の徹底が求められます。

【主な取組】

- 品質や価格、安全性等を考慮した食材の適切で安定的な確保に努めるとともに、調理・配送等業務受託事業者と連携し、より安全で安心なおいしい学校給食を提供します。
- 各学校・園において、「アレルギー事故は命に関わること」との認識のもと、アレルギー対応食が対象園児・児童生徒に届き、誤食を確実に防ぐ体制づくりに取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎「鳴門市学校給食アンケート」（小 5・中 2 対象）における「学校給食を楽しみにしていますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合
 現状値（令和 3 年度）：93%
 目標値（令和 8 年度）：約 9 割を維持

(4) 学校給食をはじめとする地産地消と食育の推進

施策① 学校給食をはじめとする地産地消と食育の推進

学校給食をはじめとする地産地消の推進に努めるとともに、生涯を通じ健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域と連携した食育を推進します。

【現状】

- 令和3年度から令和7年度までを期間とする国の「第4次食育推進基本計画」、「第4次徳島県食育推進計画」に基づく取組が実施されています。
- 子どもの肥満傾向と痩身傾向の二極化や朝食の欠食、偏食、孤食など食に関する問題は多岐にわたり指摘されており、本市においても同様の傾向が見られます。
- 鳴門市学校食育推進委員会を組織し、「鳴門市食育推進計画」などにに基づき、食の自己管理能力が身に付くよう、食育を推進しています。
- 毎月19日を「なると学校食育の日」と定め、「給食発！ふるさとの味」をテーマに地場産物を使った料理や徳島の郷土料理を献立に取り入れるとともに、市公式ウェブサイトに地場産物を活用したレシピを掲載しています。
- 地域の特産物を使った献立の拡充等により地産地消をより一層推進するとともに、「給食だより」を毎月発行し、地産地消・食育の啓発を図り、学校給食を通じた食育への取組を積極的に推進しています。

【課題】

- ◆「食べることは生きること」であり、子どもたちが生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培えるよう食育を通して、望ましい生活習慣の確立、食の自己管理能力の育成、地場産物への理解と郷土愛の醸成が重要です。
- ◆学校給食における地場産物活用率の向上等、地産地消の推進が求められています。

【主な取組】

- 鳴門市学校食育推進委員会による「生活習慣調査」を実施し、子どもたちの現状を把握し、食の自己管理能力を身に付ける食育の指導につなげます。
- 栄養教諭や学校栄養職員が、学級担任とともに「徳島県学校食育推進パワーアップ作戦」による発達段階に応じた食に関する授業に取り組みます。
- 学校・園では栽培活動に取り組み、生産に関わる方への感謝の気持ちや食べ物を大切に作る心を育みます。
- 「食育だより」「給食だより」を発行し、地産地消・食育の啓発を図ります。
- 市内産の農水産物を学校給食に取り入れるなど、地産地消を含めた食育に積極的に取り組みます。

【成果目標・指標】

- ◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「朝食を毎日食べていますか」という質問に「している」と回答した児童生徒の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 83.7% 中学校 82.8%
 目標値（令和8年度）：小学校 94.9% 中学校 94.5%
- ◎学校給食における地場産物の活用率
 現状値（令和3年度）：65%
 目標値（令和8年度）：65%以上

4 郷土愛を育む教育の推進

(1) 郷土への誇りと愛着を育む教育の推進

施策① 郷土への誇りと愛着を育む教育の推進
<p>身近な地域の自然や歴史、文化、伝統産業等に親しむことができる学習機会の充実を図り、郷土を誇りに思う心や郷土を愛し大切にすることを育む教育を推進します。</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校においては、徳島県や鳴門市に息づく文化芸術や文化遺産に体験的に親しんだり、体系的に学んだりする機会を充実させる、いわゆる「あわ文化教育」を通して、郷土を愛し誇りに思う心を育てています。 ●徳島県には、国民文化祭で魅力を発信した徳島を代表する四大モチーフ「阿波藍」「阿波人形浄瑠璃」「阿波おどり」「ベートーヴェン『第九』交響曲」をはじめとする文化芸術や「四国八十八か所霊場と遍路道」等の貴重な史跡や文化遺産が多数あります。 ●本市においても、世界三大潮流「鳴門の渦潮」や天然記念物コウノトリが選んだ豊かな自然、四国八十八か所巡礼におけるお接待で知られる「おもてなし」の文化、板東俘虜収容所跡、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地等、多数あります。 ●生涯学習まちづくり出前講座では、本市の郷土史や文化財、伝統産業等の学習機会を提供しています。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆先人たちの人や自然、地域を大切にする「おもいやり」に倣い、人を愛し、郷土を誇りに思う心や郷土を愛し大切にすることを育むことが求められています。 ◆郷土を愛し誇りに思う心を基盤として、異なる文化や歴史を尊重するなど、グローバルな視点と地域（ローカル）の視点を兼ね備えた、グローカルな人づくりが求められています。
<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「あわ文化教育」を推進し、大人になってからも、郷土の文化について誇りをもって県内外で発信できる人づくりに取り組みます。 ■小学校では阿波踊りの習得、中学校ではベートーヴェン「第九」交響曲の学習を進めます。 ■中学校では、徳島県教育委員会による「あわ文化検定」の受検に取り組み、ふるさと徳島の魅力を発信する「あわっ子文化大使」への認定をめざします。 ■生涯学習まちづくり出前講座や各種学級等を通じ、本市の郷土史や文化財、伝統産業等の学習機会を拡充します。
<p>【成果目標・指標】</p> <p>◎「あわ文化検定」を受検し、「あわっ子文化大使」として認定された生徒数</p> <p>現状値（令和4年度）： 4名</p> <p>目標値（令和8年度）： 10名</p>

(2) 地域の誇る史実を継承する教育の推進

<p>施策① 地域の誇る史実を継承する教育の推進</p>
<p>板東俘虜収容所における心温まる交流や賀川豊彦の活動など、先人たちの人を大切にす る誇り得る歴史を学び、史実を後世に継承できる教育を推進します。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜と地域住民との心温まる交流の歴史を学ぶとともに、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地として「第九」交響曲に親しみ、郷土の誇りとして後世に継承できるよう、発達段階に応じた学習が進められています。 ●小学生を対象として、ドイツ館をはじめとする関連施設や史跡を訪問する「なると第九」学習活動事業及び「なると第九」次世代育成講習事業を実施しています。 ●中学生は、板東俘虜収容所で結ばれた交流について、「あわ文化テキストブック」等を教材にして、各教科等の教育課程に位置づけて学習しています。 ●徳島県の小・中学校の道徳や人権学習の教材に賀川豊彦の功績が紹介されています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地となった歴史的背景を板東俘虜収容所にまつわる歴史との関わりで体系的に学ぶ機会を充実させることが重要です。 ◆地域の誇る史実を学ぶことにより、異なる文化や歴史を尊重するなど、国際的な広い視野をもつグローバルな人づくりが求められています。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■板東俘虜収容所における心温まる交流や賀川豊彦の活動など、先人たちの人を大切にす る誇り得る歴史について、発達段階に応じた学習を引き続き積極的に進めます。 ■小学生を対象とした「なると第九」学習活動事業、「なると第九」次世代育成講習事業 を継続し、各校の実情に応じた体験的な学習に取り組みます。 ■中学生を対象とした「賀川豊彦に関する作文」募集事業を活用し、中学生は賀川豊彦に ついての学びを深めます。 ■生涯学習まちづくり出前講座等により、板東俘虜収容所における交流や友愛の歴史につ いて学ぶことができたり、ベートーヴェン「第九」交響曲に親しむことができる場の創 出を図ります。
<p>【成果目標・指標】</p>
<p>◎「なると第九」学習活動事業を実施している小学校の割合</p> <p>現状値（令和4年度）：69.2%</p> <p>目標値（令和8年度）：100%</p>

(3) 次代へつなぐ文化財の継承と活用

施策① 次代へつなぐ文化財の継承と活用

貴重な共有財産として地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護と活用を進め、地域住民とともに次代に継承することができる環境づくりに取り組みます。

【現状】

- 最近では、前方後円墳が段階的に発展していくことが理解できる「鳴門板野古墳群」（平成 28 年度）、大正時代にドイツ人捕虜と地域住民との間で異文化交流が活発に行われた「板東俘虜収容所跡」（平成 30 年度）が国指定史跡に指定されています。
- 令和 3 年度に新築移転した「堀江公民館」には、建設用地で発見され、発掘調査が行われた「大谷秋尾谷遺跡」の展示コーナーを開設しています。
- 江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」、「鳴門板野古墳群」の一般公開や古墳ウォーキングを実施しています。
- 市内の指定・登録文化財に関する情報発信（市ウェブサイト）や「板東俘虜収容所跡」解説パンフレットの作成・配布を行っています。

【課題】

- ◆「福永家住宅」、「鳴門板野古墳群」、「板東俘虜収容所跡」など本市が有する文化財の周知と公開活用、学習機会の増加を図ることが求められています。
- ◆「板東俘虜収容所跡」については、平和学習の場として積極的にPRしていくことが求められています。
- ◆長い歴史の中で守り伝えられてきた文化財の保存整備と管理体制の充実を図り、次世代に確実に継承していくことが求められています。

【主な取組】

- 基礎調査により歴史上、学術上価値があると認められたものについては、文化財の指定を通じて保護するとともに、地域に根ざした活用方法を研究します。
- 指定文化財の状況調査を行い、適切な保存・修理に努めるとともに、地域に調和した整備・活用の方法を検討します。
- 文化財の保護・活用を推進するため、基礎資料の収集・整備に努めるとともに、有形資料の収集も進めます。埋蔵文化財の保護については、地域開発との調和を図り、円滑な保護体制の充実に努めます。
- 文化財の公開・活用を図るため、公共施設等を利用した公開や徳島県及び文化財保護団体との連携による活用を図り、文化財の性質に応じて多様な公開と活用の場の創出を図ります。
- 「四国遍路」や「鳴門海峡の渦潮」のユネスコ世界遺産登録、「板東俘虜収容所関係資料」のユネスコ「世界の記憶(記憶遺産)」登録については、県や関係機関等と連携して推進します。

【成果目標・指標】

- ◎文化財公開事業への参加者数及びドイツ館周辺への来訪者数
 現状値（令和 3 年度）：文化財 195 人 ドイツ館周辺 35,800 人
 目標値（令和 8 年度）：文化財 1,000 人 ドイツ館周辺 50,000 人

5 まちぐるみの教育の推進

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

施策① コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会において、学校と地域が教育課題を共有し、協働的な教育活動に取り組むことにより、対話と信頼に基づく地域とともにある学校づくりを推進します。

【現状】

- 令和4年度より、市内すべての小・中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）を導入しており、令和3年5月時点では全国の公立学校の3分の1が導入しています。
- 学校運営協議会は、「学校運営の基本方針の承認」「学校運営に関する意見」「教職員の任用に関する意見」という3つの権限を有しています。
- 学校運営協議会の委員定数は10名以内とすること、保護者・地域住民・教職員・その他教育委員会が適当と認めるもののうちから校長の意見を聴取し教育委員会が任命すること、委員は非常勤特別職の職員の身分を有し任期は1年（再任は妨げない）とすること、などを教育委員会規則において定めています。
- 本市では、コミュニティ・スクールにおける学校運営上の教育課題の1つとして、すべての小・中学校が「防災」を掲げ、地域との協働的な教育活動に取り組んでいます。

【課題】

- ◆コミュニティ・スクールの導入によって、学校と地域が育てたい子ども像や学校の課題を共有することで、多様な教育活動の実施など学校運営の充実につなげていくことが求められています。
- ◆コミュニティ・スクールが導入されたものの、教育活動の充実に向けた十分な協議がなされない形式的な学校運営協議会とならないよう、委員がコミュニティ・スクールについて正しく理解することが重要です。
- ◆教育委員会が導入後も学校に助言するなど、コミュニティ・スクール「鳴門モデル」推進に向けて継続的な支援を行う体制が必要です。

【主な取組】

- 各校の実情に合わせ持続可能な体制を構築し、コミュニティ・スクールを推進することにより、地域とともにある学校づくりに取り組みます。
- 教育委員会が、導入後も学校を継続的に支援する伴走型支援を行います。

【成果目標・指標】

- ◎学校運営上の教育課題「防災」において、学校運営協議会を機能させ、防災に関する地域との協働的な教育活動に取り組んだ小・中学校の割合
 現状値（令和3年度）：参考値 38.9% *小・中学校におけるコミュニティ・スクール導入前の数値
 目標値（令和8年度）：100%

施策② 校種間連携の推進

校種間連携を推進し、就学前教育・保育施設、小・中学校の円滑な接続を図る連携教育や幼小中一貫教育を推進します。

【現状】

- 「小1プロブレム」「中1ギャップ」等、就学・進学の際の児童生徒の不適応が指摘されています。
- 市内の公私立すべての就学前教育・保育施設から小学校への円滑な接続を実現するための指針である「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を令和3年3月に策定し、実践しています。
- 各小・中学校に「小中連携教育推進担当者」を置き、主に中学校区を単位として、「家庭学習強化週間」や「出前授業」等、校区の実情に応じた小中連携教育を推進しています。
- 瀬戸中学校区の明神幼稚園・明神小学校・瀬戸中学校においては、平成29年度から取り組んでいる「小中一貫（徳島モデル）推進事業」の成果をもとに、幼小中一貫「学びのプラン」に基づいた幼小中一貫教育に取り組んでいます。

【課題】

- ◆ 子どもの発達や学びの連続性を確保する教育を推進し、就学前教育・保育、小・中学校教育の円滑な接続が求められています。
- ◆ 小中連携教育とは、小・中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育のことをいいます。
- ◆ 小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育のことをいいます。
- ◆ 徳島県では、平成27年度より「小中一貫（徳島モデル）推進事業」が展開されており、瀬戸中学校区の取組は「チェーンスクール」といわれる地域における複数の小・中学校が、各校の人的、物的資源を相互に活用しながら多様な学びを保障する分散型小中一貫教育であり、今後一層の多様な学びの追求が求められています。

【主な取組】

- 就学前教育・保育施設と小学校との連携体制（連携小学校区連絡協議会）を構築し、「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を活用した連携教育を推進します。
- 小中連携教育を推進し、学力向上、生徒指導、特別支援教育など様々な視点から小中連携に取り組めます。
- 幼小中一貫教育を推進する瀬戸中学校区においては、令和4年度から2年間、学力向上の視点から「大学連携強化！学校力向上拠点校事業」を実施し、学校力向上に向けた実践研究に取り組めます。

【成果目標・指標】

- ◎ 「全国学力・学習状況調査」学校質問紙において、「近隣等の小・中学校と教育課程に関する共通の取組を行いましたか」という質問に肯定的に回答した学校の割合
 現状値（令和4年度）：小学校 30.8% 中学校 80%
 目標値（令和8年度）：小学校 77% 中学校 90%

(2) 鳴門教育大学との連携・協働の推進

施策① 学園都市化構想の推進

鳴門教育大学との協定に基づき、本市教育の様々な分野において、大学との連携による学園都市化を推進します。

【現状】

- 鳴門市、鳴門市教育委員会、鳴門教育大学の3者で、平成25年2月に「鳴門市学園都市化構想協定」を締結しています。
- 鳴門町をモデル地区として、就学前教育・保育、学力向上、生徒指導等6項目について取組を進めています。
- 協定に基づき、平成29年度に鳴門町地区の認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の5校園が「教育研究拠点校」に認定されており、「教育研究拠点校」を中心として、鳴門教育大学と市内の各校・園がより連携を密にし、実践研究活動等を推進しています。
- 学生・院生のボランティアによる「鳴門市部活動等支援サポーター派遣事業」を実施しています。
- 学生・院生のボランティアによる「鳴門市学習支援サポーター派遣事業」「鳴門市小学校外国語学生サポーター派遣事業」「鳴門市中学校英語学生サポーター派遣事業」を実施しています。
- 学生・院生のボランティアによる「鳴門市特別支援教育サポーター派遣事業」を実施しています。
- 「教育支援講師・アドバイザー等派遣事業」や大学施設利用により、鳴門教育大学の教育資源を有効に活用し、教育の質の向上を図っています。

【課題】

- ◆鳴門教育大学の「教育研究拠点校」として認定された鳴門町内の学校・園を中心として、鳴門教育大学と市内の各学校・園がより連携・協働を密に実践研究活動を推進し、その成果を横展開し拡充していくことが求められます。
- ◆鳴門教育大学との連携のもと、教育・保育現場を支援する学生・院生によるボランティアを、就学前教育・保育、学力向上、課外活動、特別支援教育等様々な教育分野において、今後も継続していく必要があります。

【主な取組】

- 鳴門教育大学との連携のもと、学生・院生によるボランティアを、就学前教育・保育、学力向上、課外活動、特別支援教育等様々な教育分野において、今後も継続・充実し、教育・保育現場を支援します。
- 「教育支援講師・アドバイザー等派遣事業」や大学施設利用など鳴門教育大学の教育資源を有効に活用する取組を進めます。

【成果目標・指標】

- ◎「教育研究拠点校」として認定された鳴門町内の学校・園において、就学前教育・保育から中学校教育まで、包括的な学力向上の実践研究を進めます。
 現状（令和4年度）：令和5年度からの実施に向けて実践研究プランを作成しています。
 目標（令和8年度）：学校・園で包括的な学力向上の実践研究に取り組んでいます。

施策② 鳴門教育大学との連携・協働の推進

地元教育大学がある強みを生かし、教育の様々な分野における鳴門教育大学との連携・協働のもと、教育の質の向上と多様な教育課題の解決に取り組めます。

【現状】

- 小・中学校における一人1台タブレット端末の活用を加速・充実させるため、令和3年度に鳴門教育大学とともに立ち上げた「鳴門市ICTコラボチーム」による共同研究・実践を進めています。
- 外国青年と小学生の国際交流活動における留学生との交流や、中学生の理数オリンピックの監修、フェーズフリーの実践研究など、連携・協働のもと教育の質の向上に取り組んでいます。
- 鳴門市立図書館と鳴門教育大学附属図書館は、平成19年以降連携協力関係を継続し、各図書館での交換展示等を実施しています。
- 鳴門市が運営する各種審議会及び委員会等において、委員として専門的知見からの指導・助言を行う等、令和2年度では61の審議会等に大学教員が参加しています。
- 子どもや保護者、教職員の様々な教育課題についての相談事業等の講師として、大学教員が教育課題の解決とともに取り組んでいます。
- 鳴門教育大学教育・文化フォーラムを時宜に適したテーマで、オンデマンド型により開催しています。
- 鳴門教育大学・大学院の教員インターンシップ等の多種多様な教育実習の受け入れに協力しています。
- 生涯学習まちづくり出前講座において、鳴門市と鳴門教育大学との連携事業講座として、豊富な学習メニューが市民に提供されています。

【課題】

- ◆教育の質の向上と多様な教育課題の解決に向けて、地元教育大学がある強みを生かした取組のさらなる推進・充実が求められています。
- ◆これから求められる子どもの資質・能力の育成のために、鳴門教育大学、鳴門市教育委員会、鳴門市内の学校・園の三者がいかに連携・協働し、学校・園現場の実践にどうつなげていくかが求められています。

【主な取組】

- 地元教育大学がある強みを生かしたこれまでの取組のさらなる推進・充実に取り組むとともに、児童生徒の大学訪問等の「鳴門ならではの」新たな連携・協働の取組を進めます。
- 「鳴門市ICTコラボチーム」の取組を推進することにより、ICT利活用実践事例を蓄積し、学校現場のよりよいICT利活用実践につなげます。

【成果目標・指標】

- ◎「鳴門市ICTコラボチーム」が蓄積するICT利活用実践事例数
 現状値（令和3年度）：5事例
 目標値（令和8年度）：24事例

(3) 子どもの学びを支える教育環境の確保

<p>施策① 安心して学ぶことができる教育環境づくり</p>
<p>すべての子どもたちの学習機会を保障するため、関係機関と連携を強化し、多様な子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保します。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●就学援助制度等による就学への経済的支援や「なるとまるごと子育て応援パッケージ」による子育て家庭への経済的支援など子どもたちが安心して学ぶことができる経済的支援策や生活支援策を講じています。 ●児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど多様な背景をもつ子どもの学びを支える教育環境づくりが求められています。 ●日本語指導が必要な外国人児童生徒や性的マイノリティの児童生徒など、子ども一人ひとりの課題や教育的ニーズが多様化しています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校・教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから虐待の早期発見に努め、虐待が疑われる場合は児童相談所等専門機関に通告し、学校・教育委員会には専門機関との連携も含めた児童虐待への早期対応が求められています。 ◆子どもの貧困対策には、貧困の世代連鎖を解消するため、学校をプラットフォームとした対策が重要であり、学力保障はもちろんのこと、子どもを視点としてひとり親家庭や生活困窮世帯などに対するキャッチアップの感度を高め、支援策につなげていく役割が求められています。増加する若手教職員にそうした認識をもたせることも重要です。 ◆ヤングケアラーを発見しやすい立場にある学校・教職員が、ヤングケアラーに対する早期発見のためのシグナル等についての認識を深め、必要なときには速やかに福祉サービスの適切な支援につなぐことが求められています。 ◆多様化する子どもの課題や教育的ニーズに対して、学校の組織的な対応やきめ細かな支援、相談体制の充実が求められています。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなどの家庭内の表面化しにくい問題を早期に発見・把握するために、学校・教職員に対してこうした問題に関する研修や学ぶ機会の創出に取り組みます。 ■子どものもつ背景等の多様性を前提に、学校だけでは解決が困難な課題に対して、外部関係機関や庁内関係部署と連携を強化して、組織的に対応します。 ■就学への経済的支援等について適宜見直し、すべての子どもたちの学習機会の保障に取り組みます。
<p>【成果目標・指標】</p>
<p>◎児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーについて認識を深め、早期に発見・対応するために学校・教職員を対象とした教育委員会主催の研修の実施回数</p> <p>現状値（令和3年度）：教育委員会主催の研修 0回</p> <p>目標値（令和8年度）：児童虐待 2回 子どもへの貧困・ヤングケアラー 2回</p>

施策② 子どもの可能性を引き出し広げる教育制度の改善

子どもの可能性を引き出し広げることができる魅力的な教育に資するという観点から、現行の教育制度の検証と改善を推進します。

【現状】

- 市内のすべての幼稚園、小・中学校で平成17年から2学期制を導入し、秋休みの廃止等の改善を加えながら実施しています。
- 2学期制の実施については保護者や教職員等のアンケート調査結果等を踏まえ再検討がなされ、「当面の間、3学期制のメリットを取り入れた2学期制を実施していく」と、令和元年度に決定しています。
- 中学校は平成27年度から、小学校は平成31年度から夏季休業日の短縮を実施しています。
- 徳島県においては、少人数学級化が進められていましたが、国において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が令和3年4月改正されたことにより、小学校の学級編制の標準が35人に引き下げられ、令和3年度から令和7年度まで5年間かけて段階的に実施されています。
- 徳島県の公立高等学校普通科における通学区域制（学区制）は、昭和47年度入学者選抜において導入されて以降、部分的な制度変更は行われてきましたが、3通学区域制を維持し、現行の制度に至っています。

【課題】

- ◆2学期制については、「当面の間、3学期制のメリットを取り入れた2学期制を実施していく」と決定していることから、より教育効果の高い2学期制の実施が求められています。
- ◆公立高等学校普通科における通学区域制（学区制）は、地元高校の育成や不本意な遠距離通学の抑制など一定の役割を果たしてきた一方で、徳島市内普通科において学区内外の生徒間で合格最低点に大きな差が生じており、生徒同士の切磋琢磨する機会を十分に保証していないといった課題が顕在化しています。

【主な取組】

- 子どもの可能性を引き出し広げるという観点から、3学期制のメリットを取り入れた、より教育効果の高い2学期制の実施に取り組みます。
- 本市中学生の公立高等学校普通科受検における公平性の確保を実現するため、徳島県教育委員会に積極的に働きかけを行うなど、公立高等学校普通科における通学区域制（学区制）の廃止に向けた取組を進めます。

【成果目標・指標】

◎3学期制のメリットを取り入れた、より教育効果の高い2学期制に取り組みます。

現状（令和4年度）：小・中学校では、夏休み開始時期に通知表に代わるものとして「連絡表」「実力テスト結果」等を保護者に提供しています。

目標（令和8年度）：現状を維持しつつ、より教育効果の高い2学期制に向けた検証と改善を進めています。

(4) 安全・安心で快適な学びの場の整備

<p>施策① 安全・安心で快適に学ぶことができる施設・設備の整備</p>
<p>子どもたちが、安全・安心で快適に学ぶことができる学校施設・設備の整備を推進します。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設耐震化率は、100%です。 ● 令和3年度までに幼稚園の保育室、リズム室等、小・中学校の普通教室、特別教室等へエアコン設備の設置を完了しています。 ● 平成28年度から令和6年度までの年次計画により、幼稚園と小・中学校のトイレ環境の改善（洋式化、老朽化対策）を進めています。 ● 幼稚園、小・中学校の不審者侵入対策として、防犯カメラやセンサーライトを設置しています。 ● 日常点検や定期点検、現地調査による安全点検により、安全上・防犯上、設備等の設置や改修が必要な箇所の整備や、倒壊等の危険がある箇所の安全対策を随時実施しています。 ● 学校現場における新型コロナウイルス感染症予防対策に迅速かつ柔軟に対応し、子どもたちの安全・安心の確保を図っています。 ● 「鳴門市学校施設長寿命化計画」（令和2年度策定）に基づき、効率的で効果的な施設整備の観点から、学校施設の長寿命化を推進しています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校施設の老朽化対策や定期的な安全点検等により、教育環境の向上と継続した施設・設備の安全性の確保が求められます。 ◆ 定期点検や現地調査を通じて施設・設備の劣化状況等の把握に努めるとともに、予防保全に考慮し、トータルコストの縮減及び予算の平準化に向けて計画的に修繕・更新を行うなど施設整備を推進する必要があります。 ◆ 子どもの学びを支える学校施設・設備の機能の充実等、環境整備が求められています。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校トイレ環境改善のための改修を計画的に推進します。 ■ 点検や現地調査の実施により、施設・設備及び遊具等の適切な維持管理に努めるとともに、予防保全に考慮し、計画的に修繕・更新を行うなど安全対策のための整備に取り組みます。 ■ 子どもたちの生活スタイルや社会状況の変化に対応した快適な教育環境の充実を図ります。
<p>【成果目標・指標】</p>
<p>◎ 小・中学校における学校トイレの洋式化率</p> <p>現状値（令和3年度）：65.9%</p> <p>目標値（令和8年度）：80%</p>

施策② 「第二期鳴門の学校づくり計画」の推進

子どもたちが、将来にわたって質の高い教育を受けることができるよう、子どもの教育条件の改善を中心に据え、望ましい学校再編のあり方について検討を進めます。

【現状】

- 第二期鳴門の学校づくり計画(平成 29 年 5 月)に基づき、学校の再編を進めています。
- 第二期鳴門の学校づくり計画に示された、再編計画(短期・中期)の一部実施により、令和 4 年 4 月現在、5 中学校 1 分校、16 小学校(うち 3 校休校)、7 幼稚園となっています。
- 少子化の進行により子どもの数が減少しており、令和 4 年度は鳴門東小学校、堀江南小学校において、複式学級の学級編制となっています。
- 学校(園)再編により、休閉校(園)となった施設については、地域活性化につながる民間活力の導入や公私連携施設等の導入を含め、地域の実情や要望を踏まえた検討を行い、利活用の促進を図っています。

【課題】

- ◆ 小規模化が進む学校では、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、人間関係の固定化、協働的な学びや部活動等の多様な教育活動が成立しにくいなどの課題があります。
- ◆ 第二期鳴門の学校づくり計画で目標とした再編計画について、保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める必要があります。
- ◆ 幼稚園については、小学校との併設という鳴門市独自の方式により、就学前教育と子育て支援に貢献してきましたが、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、就学前教育における公立幼稚園の果たすべき役割についてさらなる検討が必要です。
- ◆ 休閉校(園)施設の利活用については、引き続き、地域の実情や要望を踏まえた検討を行い、地域活性化に向けて文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」を活用するなど、利活用を促進することが求められています。

【主な取組】

- 学校規模の適正化・適正配置についての検討は、子どもの教育条件の改善の観点を中心に据え、保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら進めます。
- 質の高い教育活動を展開するため、持続的で魅力ある学校づくり・学校教育のための取組の検討を進めます。
- 休閉校(園)施設の利活用については、引き続き、地域の実情や要望を踏まえた検討を行い、状況に応じ民間活力の導入も含めた利活用の促進を図ります。

【成果目標・指標】

- ◎ 子どもの教育条件の改善を中心に据えた望ましい学校再編のあり方の検討を、保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら進めます。
- 現状(令和 4 年度): 必要に応じて、望ましい学校再編のあり方について、保護者・地域住民との意見交換会等を開催し、検討を進めています。
- 目標(令和 8 年度): 必要に応じて、望ましい学校再編のあり方について、保護者・地域住民との意見交換会等を開催し、検討を進めています。

6 これからの時代に対応する教育の推進

(1) いのちを守る防災・安全教育の推進

施策① いのちを守る防災・安全教育の推進
<p>家庭・地域と連携し、地域の特性や学校の実情に応じた危機管理に努めるとともに、生涯を通じて自他のいのちを守ることができる防災・安全教育を推進します。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●学校においては、「学校防災計画（危機管理マニュアル）」「学校安全計画」を策定し、学校防災・学校安全体制の整備を図っています。 ●「鳴門市学校防災推進会議」「同実務者部会」において、「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づく取組の共通理解を図り、学校・園が足並みを揃えた取組を推進しています。また、フェーズフリーを学校教育に導入し、子どもたちの災害対応能力や判断力の向上に努めています。 ●令和4年度から市内小・中学校で取り組んでいるコミュニティ・スクールに「防災」を位置づけて、地域との協働活動に取り組んでいます。 ●各幼稚園、小・中学校においては、自主防災会や地域、関係機関と連携・協働した避難訓練を実施しています。中学校には、防災クラブが設置され活動しています。 ●「鳴門市通学路安全点検プログラム」に基づく改善を継続的に実施し、学校安全ボランティア（スクールガード）の配置や地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の巡回活動等による通学路の安全確保を行っています。 ●新型コロナウイルス感染症対策として「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育活動に取り組み、感染症対策と子どもたちの学びの保障の両立を図っています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆甚大な自然災害をはじめ、子どもたちの安全を脅かす事案は、いつ・どこでも起こり得るため、子どもの命を守ることを最優先に安全・安心な学校づくりが求められています。 ◆地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実や、学校や地域の安全文化の醸成を図るため、学校と地域の連携・協働体制を構築することが求められています。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■毎月1日を「フェーズフリーの日」と定め、学校防災・安全の推進を意識化する取組を推進します。 ■各学校の学校防災・学校安全体制の見直し・改善を繰り返し行い、実効性のある体制づくりに努めます。 ■学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域の特性や学校の実情に応じた危機管理を進め、地域と協働した防災力の向上に取り組めます。
【成果目標・指標】
<p>◎CONCEPT & GUIDEBOOK for School「いつもともしもがつながる『学校のフェーズフリー』」のコンテンツ（実践事例）掲載数</p> <p>現状値（令和3年度）：67コンテンツ</p> <p>目標値（令和8年度）：117コンテンツ</p>

(2) 外国語教育・国際理解教育の推進

施策① 外国語教育・国際理解教育の推進
<p>未来にはばたく子どもたちが、確かな英語力と豊かなコミュニケーション力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた外国語教育・国際理解教育を推進します。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度より小学校3・4年生で「外国語活動」、小学校5・6年生で教科としての「外国語」が導入されています。 ●小・中学校、高等学校において令和3年度から令和7年度までの5か年計画で「徳島県英語教育推進計画 COMPASS」が策定され、取り組まれています。 ●本市においては、令和4年度までの10年間にわたり「世界にはばたく鳴門の子ども育成プラン」による外国語教育・国際理解教育を推進し、小学校外国語教育での全国的な実践研究実績や中学生の英語力のアップ（CEFR A1 レベル相当 25.6%→53.5% ※取得率ではありません）など成果をあげてきました。※CEFR A1 レベル＝英検3級相当 ●ALT（外国語指導助手）や外国語活動支援員の増員により、週1回以上のALTとのTT授業が実施されている等、外国語教育の充実に努めています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆グローバル化が進展する未来を生きる子どもたちに、確かな英語力や異文化の理解、豊かなコミュニケーション力を育むことが求められます。 ◆グローバルな視点と地域（ローカル）の視点を兼ね備えた、未来にはばたくグローバルな人材の育成が求められており、郷土鳴門について英語で学ぶことができる教材が必要です。 ◆中学生の英語力を適正に把握し指導の改善に努めるとともに、小・中学校において「話すこと」の能力を意識した授業改善が必要です。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■一人1台タブレット端末を活用したオンライン学習に取り組みます。 ■郷土鳴門について英語で学ぶことができる教材として、「ふるさと英語カルタ」を作成し、市内小・中学校に配布します。 ■外国語教育でのICT活用促進のため、教育委員会が主導し実践事例や教材、ワークシート等のデータ化共有を図ります。
【成果目標・指標】
<p>◎市内中学生のCEFR A1 レベル（英検3級相当）取得率</p> <p>現状値（令和3年度）：26.7%</p> <p>目標値（令和8年度）：50%</p> <p>◎「鳴門市英語学習についての意識調査」（小3～中3対象）における「英語で鳴門の魅力を伝えられる」割合</p> <p>現状値（令和4年度）：現状値なし *令和5年度から意識調査質問項目に設問予定のため</p> <p>目標値（令和8年度）：45%（中学校3年生）</p>

(3) SDGs教育（ESD）の推進

施策① SDGs教育（ESD）の推進

未来を担う子どもたちが、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育活動全体を通じて、SDGsとの関係を意識した教育活動を推進します。

【現状】

- 持続可能な社会について理解を深めるため、発達段階や学校、地域の実情に応じて、教育活動全体にSDGs（持続可能な開発目標）教育を位置づけ実践しています。
- 持続可能な社会を実現していくことをめざして行う教育活動であるESD（持続可能な開発のための教育）を総合的な学習の時間に取り入れ、身近なところからの体験活動に取り組んでいる学校もあります。

【課題】

- ◆「すべてのSDGsが教育に期待している」とも言われ、ESDは持続可能な社会の創り手づくりを通じて、17すべての目標の達成に貢献するものであり、一層の推進が求められています。
- ◆ESDの取組が、児童生徒の主体的・協働的に学ぶ力を高めること、学校と地域との連携を促進することなど、教育課題や地域課題の解決につながるものと捉えることも重要な視点です。
- ◆「持続可能な社会の構築」に向けてのアプローチは様々であり、学校・地域における「持続可能な社会」とは何かについて考え、「SDGsを自分ごと」と捉えて児童生徒が学ぶべき課題を設定し、取り組むことも重要です。

【主な取組】

- SDGs（持続可能な開発目標）について子どもたちの理解が深まるよう、各教科等においてSDGsとの関係を意識した教育活動を展開します。
- 学校や地域の実情に応じてテーマを設定し、問題解決的な学習を適切に位置づけ、体験や活動を取り入れた学習者の主体的な学びの機会を充実します。
- ESDの視点をもった国際理解教育や国際交流に取り組めます。
- 学校教育だけでなく社会教育の分野においても、様々な機会を捉えSDGsについて学ぶ場を創出します。

【成果目標・指標】

◎「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に肯定的に回答した児童生徒の割合

現状値（令和4年度）：小学校 49.8% 中学校 41%

目標値（令和8年度）：小学校 65.6% 中学校 60.1%

(4) 生涯にわたる学びを支える学習環境の整備

施策① 生涯学習の推進と公民館活動

地域のニーズに応じた生きがいにつながる多様な学習機会を創出し、地域に密着した学びの拠点として、地域と連携・協働する公民館活動を推進します。

【現状】

- 生涯学習まちづくり出前講座は、受講者のニーズに応えた多様な学習内容を積極的に取り入れるよう努めています。
- 女性学級、成人学級、高齢者学級の運営継続・内容の充実を図るため、学級運営をサポートする社会教育指導員や学級長の人材確保・資質向上に努めています。
- 公民館短期講座は、市民の興味関心の高い分野に焦点を当てたテーマ学習を取り入れ、多様な学習ニーズに合った学習機会の提供に努めています。
- 堀江公民館の新築工事が令和3年3月に竣工し、休館中の粟田公民館を除く10館全てが耐震性を有しました。また、大型公民館9館にはWi-Fi環境を整備しています。

【課題】

- ◆公民館の活用において、施設利用の利便性の向上や多様な学習機会を創出し、幅広い世代の利用の促進が求められています。
- ◆社会教育施設の長寿命化や利用者が快適に利用できる環境整備が求められています。
- ◆人生100年時代において、生きがいをもっていきいきと生活が送れるよう、生涯学習活動での学びの成果を地域で生かし、地域や社会と関わり続けることができる生涯学習や社会教育が求められています。

【主な取組】

- 各種学級の充実やWi-Fi環境を利用した新たな講座の開設により、幅広い世代の方の公民館利用を促進し、より充実した生涯学習の推進を図ります。
- 誰もが地域や学習に関する情報を得ることができるよう、地域情報や学習情報を積極的に発信します。
- 計画的な修繕等により、社会教育施設の長寿命化や利用者が快適に学ぶことができる環境整備を進めます。
- 令和3年4月に開校した県立夜間中学校「県立しらさぎ中学校」に係る広報・周知活動や、就学援助に準じる経済的支援などの連携・協力を図ることにより、様々な理由で義務教育を終了していない市民の学び直しの機会を確保します。

【成果目標・指標】

- ◎公民館の年間のべ利用人数
 - 現状値（令和3年度）：40,385名
 - 目標値（令和8年度）：78,300名

施策② 生涯にわたる学びを支える図書館サービスの充実

図書館利用者の多様なニーズに応じた資料、蔵書の充実を図るとともに、情報拠点、学びの場として生涯にわたる学びを支える図書館サービスの充実に取り組みます。

【現状】

- 市立図書館は、NPO法人との協働による図書館運営により、図書館サービスの充実・向上に努めています。
- 図書館機能の充実や利便性の向上を図るため、令和元年度に市立図書館の館内施設及び移動図書館車をリニューアルしています。

【課題】

- ◆図書館は、利用者の多様なニーズに応じた蔵書構成に努め、誰もが本に親しみ、生涯にわたって学び続けられる知的インフラであることが重要です。
- ◆図書館・学校・各種機関・民間団体等との連携を図り、読書を推進するまちづくりが求められています。
- ◆子どもの読書活動の推進に向けた社会的気運を醸成することが大切です。
- ◆電子図書の進展や読書のバリアフリー化の推進、新型コロナウイルス感染症による影響等への対応が必要です。

【主な取組】

- 図書館資料等の充実に努め、各種催しを通じて図書館が情報拠点や学びの場として活用されるよう取り組みます。
- 「鳴門市子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」の「鳴門モデル」の推進に取り組みます。
- 絵本の読み聞かせを原点としながら、読書を楽しむという習慣や価値観を家庭、地域、学校等の各分野で周知・啓発し、読書活動の推進や子どもへの読み聞かせをする気運を高めます。
- 障がいの特性や程度に応じた、様々な分野のアクセシブル（利用しやすい）書籍等の充実やサービスの周知に努めるとともに、電子図書の導入等について調査研究します。

【成果目標・指標】

- ◎市立図書館の来館人数
 - 現状値（令和3年度）：68,105名
 - 目標値（令和8年度）：80,000名
- ◎市立図書館の年間貸出冊数
 - 現状値（令和3年度）：145,706冊
 - 目標値（令和8年度）：171,000冊

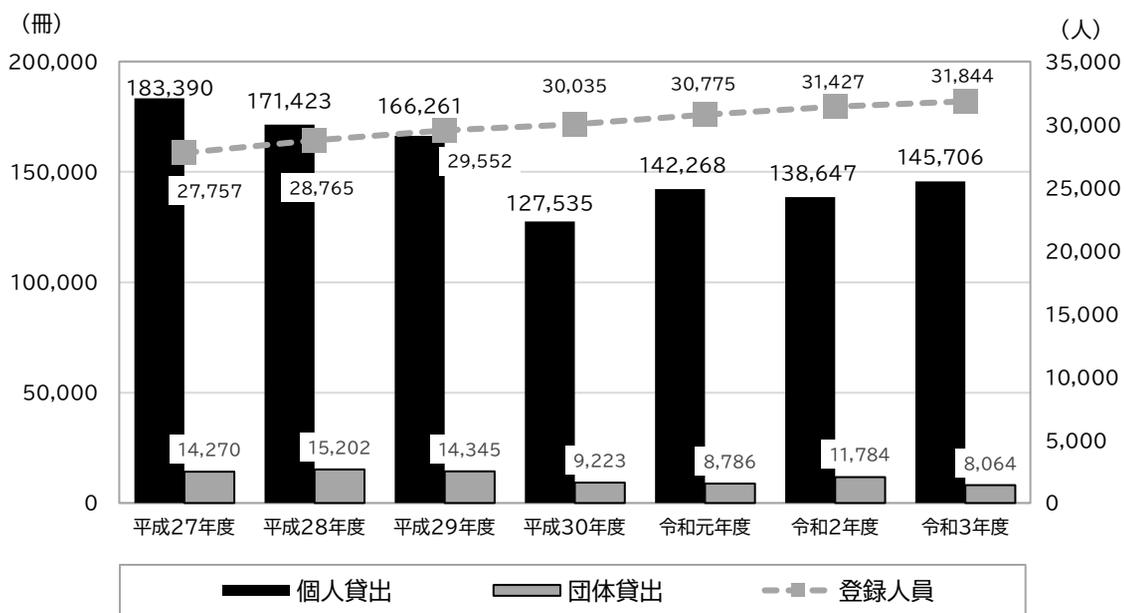
資料編

1 社会教育に関する現状データ

(1) 鳴門市立図書館

■鳴門市立図書館の利用状況

鳴門市立図書館の利用状況をみると、登録人数は毎年度緩やかに増加しています。個人貸出冊数については平成30年度は図書館耐震改修工事により、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一定期間休館したことによりそれぞれ例年より減少したと考えられます。団体貸出については、平成30年度以降は平均9,000冊前後で推移しています。

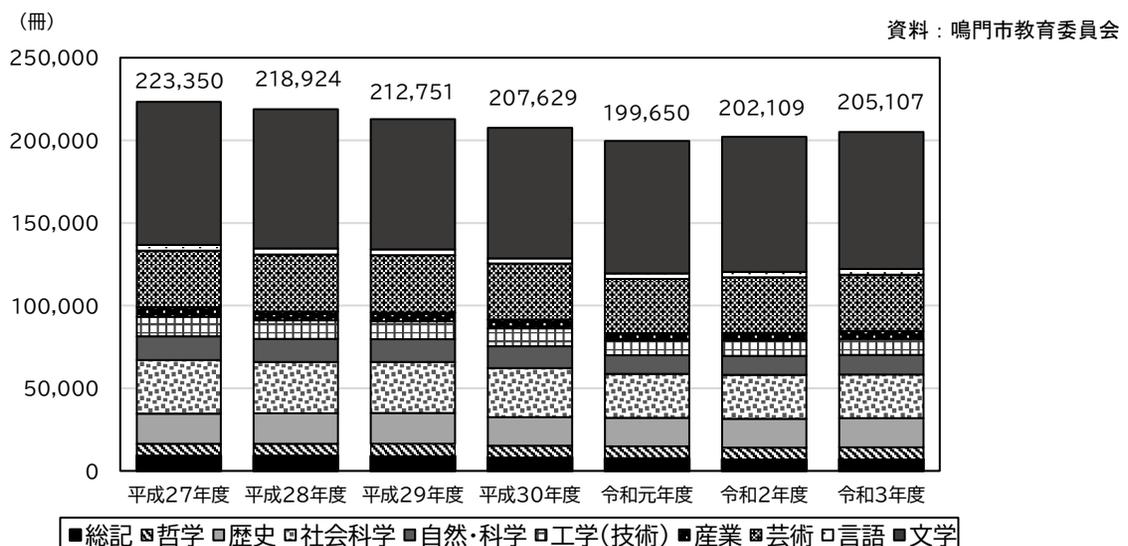


資料：鳴門市教育委員会

■鳴門市立図書館の蔵書数

鳴門市立図書館の蔵書数をみると、平成27年度から令和元年度まで年々減少したものの令和2年度以降増加に転じ、令和3年度には205,107冊となっています。

分類別にみると文学がもっとも多く、次いで芸術（絵本紙芝居を含む）となっています。

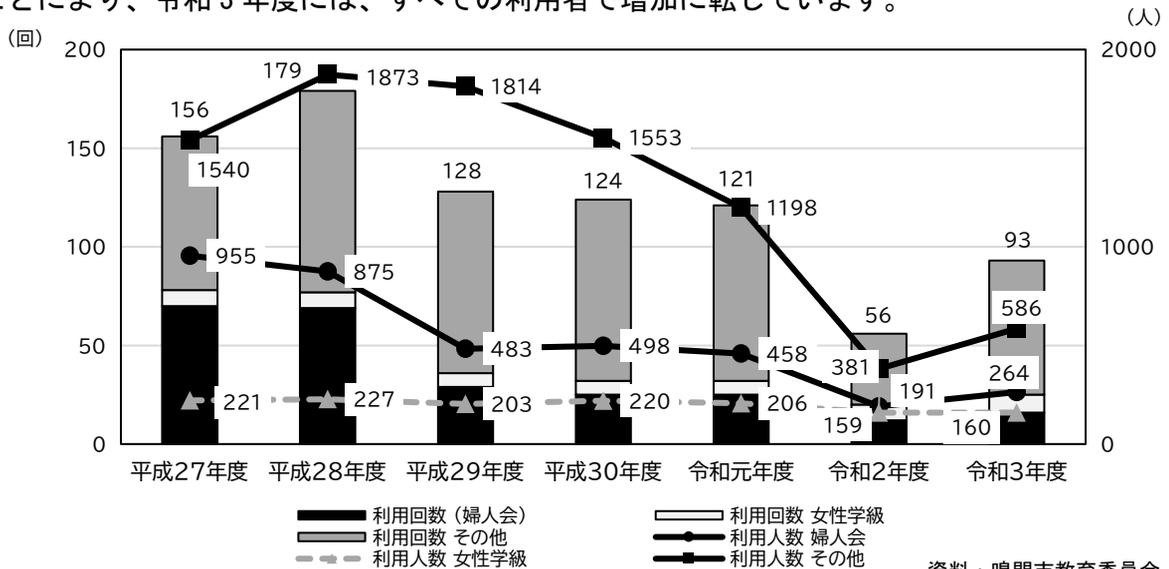


資料：鳴門市教育委員会

(2) 会館等の教育施設

■婦人会館の利用状況

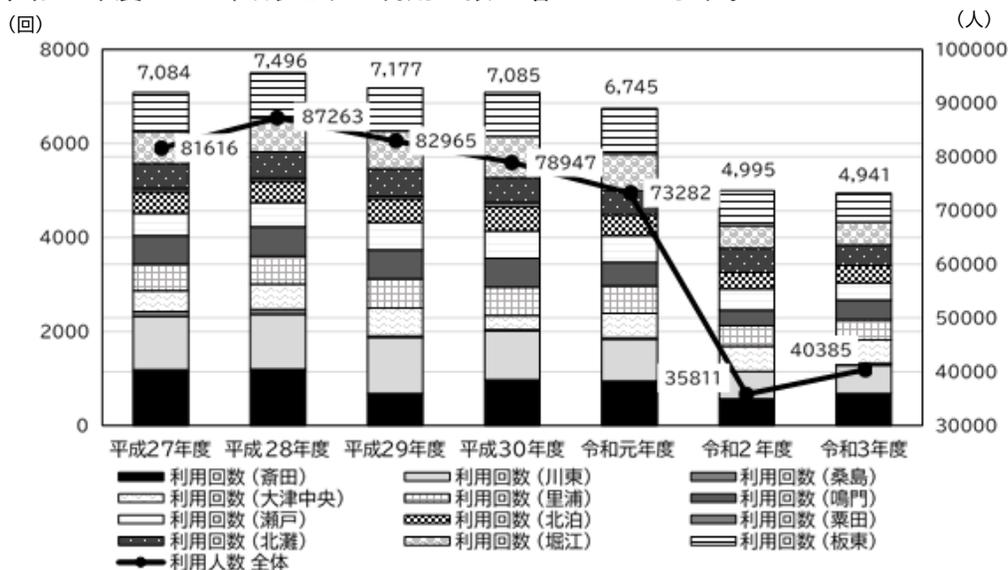
婦人会館の利用状況をみると、全体の利用回数は、平成28年度より減少を続けており、特に令和2年度には前年度と比較して約5割減となりました。これは、新型コロナウイルスの影響により利用制限を実施したことによるものと考えられます。利用人数についても、平成28年度以降減少していましたが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して施設の運営にあたったことにより、令和3年度には、すべての利用者で増加に転じています。



資料：鳴門市教育委員会

■公民館の利用状況

公民館の利用状況をみると、全体の利用回数は、平成28年度より減少を続けており、特に令和2年度には前年度と比較して約3割減となりました。これは、平成29～30年度にかけて改修工事を行ったことや、新型コロナウイルスの影響により利用制限を実施したことによるものと考えられます。公民館別にみると、斎田・川東・板東で特に多く利用されています。また、利用人数の合計については、令和2年度まで利用回数と同様に減少していましたが、令和3年度には1回あたりの利用人数が増加しています。



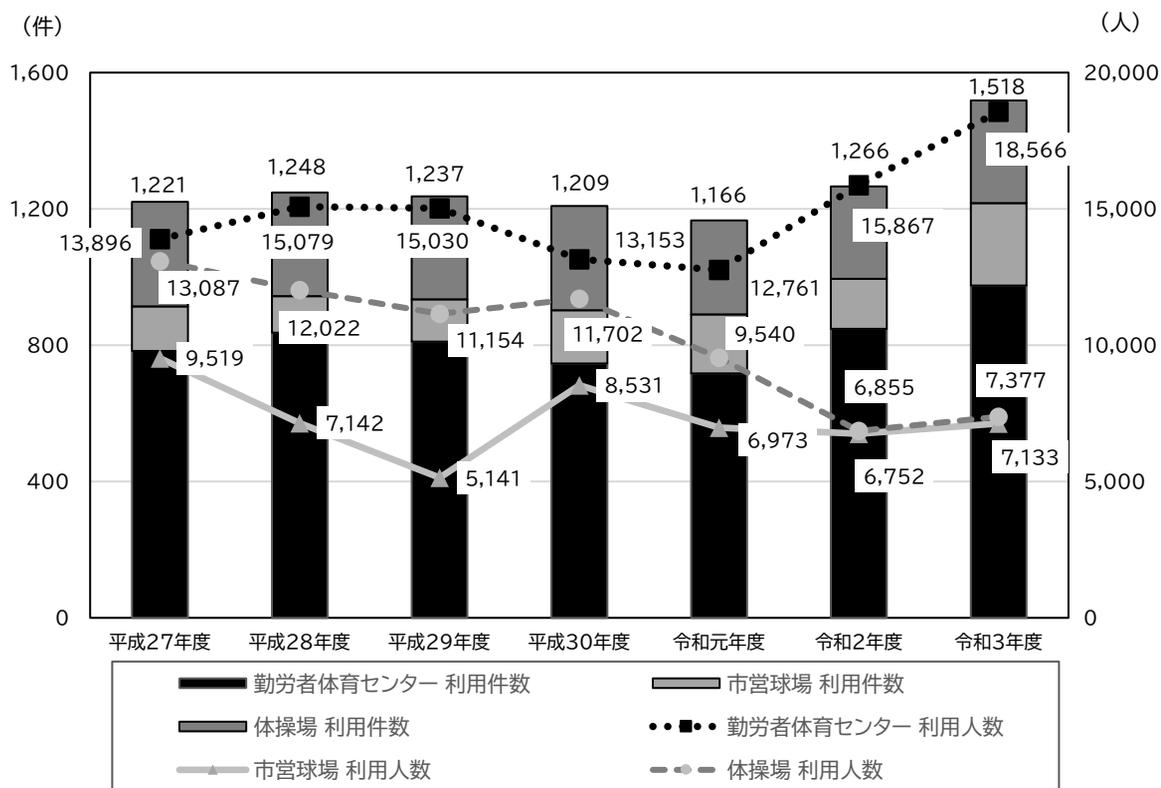
※粟田は令和3年3月休館、桑島は令和4年3月に閉館

資料：鳴門市教育委員会

2 社会体育に関する現状データ

(1) 体育施設

体育施設の利用状況をみると、全体の利用件数は令和元年度以降増加しており、令和3年度には1,518件となっています。施設別にみると、勤労者体育センターの利用件数がもっとも多くなっています。利用人数については、平成27年度以降、勤労者体育センターがもっとも多くなっており、令和3年度には18,566人となっています。



(2) スポーツ少年団

スポーツ少年団は、スポーツによる子どもや青少年の健全育成を目的に活動しており、約2割の小学生が加入しています。

年度	団数 (団)	登録人数 (人)		実施種目
		指導者	団員	
平成29年度	34	144	507	サッカー バレーボール 陸上 卓球 野球 ミニバスケット 剣道 少林寺拳法
平成30年度	33	133	463	
令和元年度	33	130	480	
令和2年度	33	134	426	
令和3年度	31	117	451	

(3) スポーツ大会等

■子ども・青少年

子ども・青少年のスポーツ大会等の状況をみると、鳴門クロスカントリーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度、3年度と中止になっております。スポーツ少年団駅伝競走大会については、参加団数は平成29年度以降、年々増加傾向にあります。

年度	鳴門クロスカントリー (申込者数)			スポーツ少年団 駅伝競走大会 (申込者数)	
	小学生 (人)	中学生 (人)	高校生 (人)	団数 (団)	小学生 (人)
平成29年度	180	38	45	15	101
平成30年度	199	32	55	19	147
令和元年度	184	44	53	16	114
令和2年度	中止			20	144
令和3年度	中止			21	183

■小学生・中学生・高校生以外

小学生・中学生・高校生以外のスポーツ大会等の状況をみると、鳴門クロスカントリーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度、3年度と中止になっております。鳴門市チャレンジデーについては、参加者数は年度によって増減がありますが、令和3年度は大幅に減少し、33,367人となっています。

年度	鳴門クロス カントリー	鳴門市チャレンジデー		
	申込者数 (人)	参加者数 (人)	イベント数 (件)	参加率 (%)
平成29年度	83	38,115	45	64.0
平成30年度	82	37,235	43	63.6
令和元年度	70	38,479	46	66.6
令和2年度	中止	中止		
令和3年度	中止	33,367	0	59.3

(4) 顕彰等

■子ども・青少年

子ども・青少年の顕彰等の状況をみると、鳴門市教育委員会表彰、スポーツ協会表彰については、小学生・中学生・高校生のすべてにおいて減少傾向にあります。

年度	鳴門市教育委員会表彰		スポーツ協会表彰 (優秀者・奨励者)			鳴門市 スポーツ 少年団表彰
	小学生 (人)	中学生 (人)	小学生 (人)	中学生 (人)	高校生 (人)	小学生 (件)
平成 29 年度	—	23	35	1	3	1
平成 30 年度	1	—	14	1	6	1
令和元年度	—	6	14	6	6	1
令和 2 年度	1	—	5	2	7	0
令和 3 年度	—	2	1	1	4	0

■大学生・社会人

大学生・社会人の顕彰等の状況をみると、功労者表彰・優秀者表彰については増減がありますが、奨励者表彰・優秀者特別表彰については減少傾向にあります。

年度	スポーツ協会表彰 (大学生・社会人)			
	功労者表彰 (人)	優秀者表彰 (人)	奨励者表彰 (人)	優秀者 特別表彰 (人)
平成 29 年度	4	11	1	0
平成 30 年度	5	15	1	0
令和元年度	4	12	1	0
令和 2 年度	3	10	0	0
令和 3 年度	3	13	1	0

3 文化財保護に関する現状データ

(1) 市内の指定文化財

■国指定文化財

国指定文化財の状況を見ると、名勝鳴門をはじめ、9つの文化財が指定されています。

	種別	名称	所在地
1	名勝	鳴門	鳴門町土佐泊浦
2	史跡	鳴門板野古墳群	大津町大代、大麻町池谷・萩原
3	史跡	板東俘虜収容所跡	大麻町桧
4	重要文化財彫刻	木造阿弥陀如来坐像	大麻町桧
5	重要文化財彫刻	木造弥勒菩薩坐像	大麻町大谷
6	重要文化財建造物	福永家住宅	鳴門町高島
7	重要文化財建造物	宇志比古神社本殿	大麻町大谷
8	重要有形民俗文化財	鳴門の製塩道具	撫養町南浜
9	重要無形民俗文化財	阿波人形浄瑠璃	鳴門町ほか6市町村

資料：鳴門市文化交流推進課

■県指定文化財

県指定文化財の状況を見ると、天然記念物の飛鳥のイブキ群落をはじめ、11の文化財が指定されています。

	種別	名称	所在地
1	天然記念物	飛鳥のイブキ群落	鳴門町土佐泊浦
2	有形文化財絵画	絹本著色千手観音像	撫養町斎田
3	有形文化財絵画	絹本著色絹本阿弥陀尊来迎図	大麻町大谷
4	有形文化財絵画	絹本著色両界曼荼羅	大麻町桧
5	有形文化財彫刻	木造薬師如来座像	里浦町里浦
6	有形文化財彫刻	阿波人形浄瑠璃人形頭別師頭	撫養町林崎
7	有形文化財彫刻	阿波人形浄瑠璃人形頭娘頭	撫養町林崎
8	有形文化財歴史資料	板東俘虜収容所関係資料	大麻町桧
9	史跡	鳴門市森崎の貝塚	大麻町大谷
10	史跡	ドイツ橋	大麻町板東
11	無形民俗文化財	宇佐八幡神社のお御供	撫養町黒崎

資料：鳴門市文化交流推進課

■市指定文化財

市指定文化財の状況を見ると、有形文化財絵画の絹本着色伝唐筆涅槃図をはじめ、57の文化財が指定されています。

	種別	名称	所在地
1	有形文化財絵画	絹本着色伝唐筆涅槃図	瀬戸町北泊
2	有形文化財絵画	柿本人麻呂画像	里浦町里浦
3	有形文化財絵画	近江八景の絵馬	撫養町黒崎
4	有形文化財絵画	近江のお兼の絵馬	撫養町黒崎
5	有形文化財絵画	桑島八幡神社の大絵馬	撫養町大桑島
6	有形文化財彫刻	木造十一面観音立像	撫養町小桑島
7	有形文化財彫刻	木造阿弥陀如来坐像	撫養町小桑島
8	有形文化財彫刻	木造阿弥陀如来立像	撫養町岡崎
9	有形文化財工芸品	貞和在銘の石灯籠	撫養町北浜
10	有形文化財工芸品	中山焼	撫養町北浜
11	有形文化財古文書	塩田開起録	撫養町黒崎
12	有形文化財古文書	塩田開起の制札	撫養町黒崎
13	有形文化財古文書	紙本墨書駅路寺文書	撫養町木津
14	有形文化財古文書	声明集	撫養町斎田
15	有形文化財古文書	瑞龍志	撫養町斎田
16	有形文化財古文書	紙本墨書浜方証文	鳴門町三ツ石
17	有形文化財古文書	紙本墨書天草の乱下知状	撫養町北浜
18	有形文化財古文書	板東古地図	大麻町板東
19	有形文化財古文書	板東古地図	大麻町板東
20	有形文化財古文書	撫養古地図	鳴門町高島
21	有形文化財古文書	納田古記録	大麻町大谷
22	有形文化財古文書	瑞龍俗志	撫養町斎田
23	有形文化財古文書	林崎古地図	撫養町南浜
24	有形文化財古文書	鳴門戸辺集	瀬戸町北泊
25	有形文化財古文書	鳴門戸辺集	鳴門町高島
26	有形文化財古文書	鳴門古地図	瀬戸町北泊
27	有形文化財古文書	戸辺集	撫養町南浜
28	有形文化財古文書	北灘古地図	瀬戸町北泊
29	有形文化財古文書	長谷川貞恒新浜築立証文	撫養町大桑島
30	有形文化財古文書	足袋縫職請書	大麻町板東
31	有形文化財歴史資料	わんわん凧（鳴門大凧）ガラス乾板	撫養町大桑島
32	有形文化財考古資料	極楽寺の線刻阿弥陀如来立像石仏	大麻町桧
33	史跡	木津城跡	撫養町木津
34	史跡	土佐泊城跡	鳴門町土佐泊浦
35	史跡	岡崎城跡	撫養町林崎
36	史跡	紀貫之の遺跡	鳴門町土佐泊浦
37	史跡	えびす山	撫養町大桑島
38	史跡	大谷の藩窯跡	大麻町大谷
39	史跡	萬七の墓	大麻町大谷
40	無形民俗文化財	葛城神社のねり	北灘町栗田
41	無形民俗文化財	松村の神踊り	大麻町松村
42	無形民俗文化財	わんわん凧（鳴門大凧）の制作・飛翔技術	鳴門市
43	無形民俗文化財	十二神社のねり	里浦町里浦
44	無形民俗文化財	鳴門市の獅子舞	鳴門市内（12地区）

■市指定文化財：続き

	種別	名称	所在地
45	天然記念物	鬼骨寺のイブキ	北灘町折野
46	天然記念物	極楽寺の大杉	大麻町桧
47	天然記念物	オニバス	撫養町斎田
48	天然記念物	オニバス	大麻町姫田
49	天然記念物	岩つきのウバメガシ	里浦町里浦
50	天然記念物	市杵島姫神社の大ウバメガシ	撫養町南浜
51	天然記念物	葛城神社暖地性植物群落	北灘町粟田
52	天然記念物	長谷寺のオハツキイチョウ	撫養町木津
53	天然記念物	大麻比古神社のクスノキ	大麻町板東
54	天然記念物	大谷川のゲンジボタル	大麻町大谷
55	天然記念物	萩原春日神社のスタジイ林	大麻町萩原
56	天然記念物	津慈八幡神社のクスノキ	大麻町津慈
57	天然記念物	大麻山峯神社の大杉（合体木）	大麻町板東

資料：鳴門市文化交流推進課

■国登録有形文化財

国登録有形文化財の状況を見ると、本家松浦酒造場長屋門をはじめ、15の文化財が登録されています。

	種別	名称	所在地
1	有形文化財（建造物）	本家松浦酒造場長屋門	大麻町池谷
2	有形文化財（建造物）	本家松浦酒造場東酒蔵	大麻町池谷
3	有形文化財（建造物）	本家松浦酒造場仲酒蔵	大麻町池谷
4	有形文化財（建造物）	本家松浦酒造場西酒蔵	大麻町池谷
5	有形文化財（建造物）	本家松浦酒造場精米蔵	大麻町池谷
6	有形文化財（建造物）	大谷焼元山窯	大麻町大谷
7	有形文化財（建造物）	大谷焼森窯登窯	大麻町大谷
8	有形文化財（建造物）	大谷焼大西窯登窯	大麻町大谷
9	有形文化財（建造物）	大谷焼大西窯石垣	大麻町大谷
10	有形文化財（建造物）	船本家牧舎	大麻町桧
11	有形文化財（建造物）	安藝家バラッケ（旧板東俘虜収容所）	大麻町桧
12	有形文化財（建造物）	柿本家バラッケ（旧板東俘虜収容所）	大麻町桧
13	有形文化財（建造物）	三井翠松園（旧三井高達別荘）	瀬戸町室
14	有形文化財（建造物）	近藤家住宅主屋	大麻町板東
15	有形文化財（建造物）	炭米穀店店舗兼主屋	撫養町南浜

資料：鳴門市文化交流推進課

4 改定時策定の経過

年月日	内容
令和2年度	
令和2年12月10日	令和2年度第1回教育振興計画審議会開催 第二期教育振興計画の改定を教育振興計画審議会へ諮問
令和3年度	
令和4年1月14日	令和3年度第1回教育振興計画審議会開催
令和4年度	
令和4年7月13日	令和4年度第1回教育振興計画審議会開催
令和4年10月19日	令和4年度第2回教育振興計画審議会開催
令和4年11月25日	令和4年度第3回教育振興計画審議会開催
令和4年12月15日～ 令和5年1月3日	パブリックコメント事前周知
令和5年1月4日 ～2月2日	パブリックコメント募集
令和5年2月 日	令和4年度第4回教育振興計画審議会開催 第二期鳴門市教育振興計画（令和4年度改定版）（案）を審議会より答申
令和5年3月 日	第二期鳴門市教育振興計画（令和4年度改定版）を議決
令和5年3月 日	第二期鳴門市教育振興計画（令和4年度改定版）を策定

5 諮問・答申

鳴教学第 567 号
令和 2 年 12 月 10 日

鳴門市教育振興計画審議会会長 様

鳴門市教育委員会

第二期鳴門市教育振興計画の見直しについて（諮問）

本市では、平成 28 年 3 月に策定した平成 28 年度を初年度とする 10 年間の計画である「第二期鳴門市教育振興計画」に基づき、「ともに学び 育ち合う ^{きょういく} 共育のまち鳴門」を基本理念として、本市の教育がめざす人物像及びめざすまちの姿を掲げ、その実現に向けた取組を推進しているところです。

本計画において、基本方針と個別施策を体系化した「基本計画」については、社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、おおむね 5 年で計画の見直しを図ることとしており、令和 2 年度で策定から 5 年目を迎えております。

このことから、鳴門市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 2 号）に基づき、第二期鳴門市教育振興計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

令和 年 月 日

鳴門市教育委員会 様

鳴門市教育振興計画審議会
会 長 阪根健二

第二期鳴門市教育振興計画の見直しについて（答申）

6 鳴門市教育振興計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市教育振興計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

7 鳴門市教育振興計画審議会委員一覧

<50音順 敬称略 令和2年12月10日～令和 年 月 日>

	氏名	所属・役職	備考
1	大 岩 賢	鳴門市スポーツ協会会長	
2	尾 崎 哲 也 (福 山 正 史) (先 田 仁 美)	鳴門市幼小中 PTA 連合会小学校部会会長	
3	蟹 江 美 子 (小 田 哲 士) (三 居 誠)	鳴門市幼小中 PTA 連合会中学校部会会長	
4	樺 山 賢太郎 (江 本 満) (中 津 洋 久)	鳴門市幼小中 PTA 連合会会長	
5	木 下 覺	鳴門市文化財保護審議会	
6	木 村 直 子	鳴門教育大学大学院准教授	
7	日 下 正 幸	鳴門市公民館連絡協議会会長	
8	酒 井 美 里 (佐々木 宏樹)	鳴門市保育所保護者会連合会会長	
9	阪 根 健 二	鳴門教育大学大学院特命教授	会長
10	島 田 茂 仁 (鍋 島 治 秀)	鳴門市人権教育推進協議会会長	
11	田 淵 博 巳 (惣 田 麻 未) (十 河 拓 也)	鳴門市幼小中 PTA 連合会幼稚園部会会長	
12	西 川 寛	鳴門市民生委員児童委員協議会	
13	板 東 美佐子	公募委員	
14	益 岡 道 義	鳴門市自治振興連合会会長	
15	矢 野 壽美子	鳴門市婦人連合会会長	
16	山 本 哲 生	前四国大学教授	副会長

※ () 内は所属団体の役員改選等により交代した前任者

8 パブリックコメント結果

(1) 募集結果

① 募集期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 () から令和〇〇年〇〇月〇〇日 ()

② 意見等提出者数

人

③ 提出件数

件

④ 提出方法内訳

郵便 通、FAX 通、E-mail 通、直接持参 通

⑤ 意見等の反映状況

項目	件数

(2) 意見等の分類

項目	件数

第二期鳴門市教育振興計画

発行年月：平成 28 年 3 月（令和 5 年 3 月改定）

発行編集：鳴門市教育委員会

〒772-0003

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36

T E L：088-686-8802

F A X：088-686-8793
